

資料編

1 北九州市の公園緑地行政のあゆみ

年	公園緑地の開設など	年	制度・計画
T05 S32	本市の第一号公園・清滝公園を開設 勝山公園を開設	S38 S39	五市合併により北九州市となる 「北九州市都市公園条例」施行
S42	風致地区 15 か所を指定	S43 S45 S45 S47	都市緑化計画に着手 「北九州市風致地区条例」施行 「児童公園愛護会助成金」制度発足 「北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置 及び管理に関する条例」施行
S47	北九州国定公園を指定	S47 S48	第1次グリーン北九州プラン開始 北九州市工場等緑化推進制度発足
S49 S49 S49 S51	北九州市シンボルツリーを「イチイガシ」に指定 都市緑地保全地区 4 か所を指定 保存樹 18 本を指定 八幡西区熊西地区を「緑化推進モデル地区」に指定	S52 S53 S57 S61 S62 H03 H03 H04 H05	第2次グリーン北九州プラン開始 緑のマスタープラン策定 第3次グリーン北九州プラン開始 「北九州市水と緑の基金」創設 北九州市ルネッサンス構想策定 北九州市花咲く街かどづくり推進協議会発足 第8回全国都市緑化北九州フェア開催 北九州市“緑”のルネッサンス計画策定 緑の街並み整備構想策定（旧名ネイチャープロムナード）
S57	北九州市花を「ツツジ」「ヒマワリ」に指定	H08 H09	花咲くまちづくりコンクール開始 北九州市街路樹検討委員会設置
H04	響灘緑地（グリーンパーク）開園	H17	公園の「指定管理者制度」開始
H07 H08 H09 H12 H14 H15 H15 H16	山田緑地開設 白野江植物公園開設 瀬板の森公園開設 河内温泉「あじさいの湯」オープン 到津の森公園開園 平尾台自然の郷開園 長野緑地「体験学習ゾーン」オープン 本城西公園「乳幼児コーナー」オープン （子育てに配慮した公園整備事業第1号）	H20 H21	「地域に役立つ公園づくり事業」開始 「環境首都 100 万本植樹プロジェクト」開始 全国花のまちづくり北九州大会
H18 H18	勝山公園「大芝生広場」オープン うえるっちゃ！花壇開始	H24 H25	緑の基本計画の改定 まちの森プロジェクト「ふれあい花壇・菜園」 事業開始
H23 H23 H24	勝山公園「グリーンエコハウス」完成 夜宮公園「健康広場」完成（健康づくり事業第一号） 響灘ピオトップオープン	H30 RO1 RO3	Park-PFI による勝山公園「コメダ珈琲店」オープン 響灘緑地（グリーンパーク）100 人プランコ完成 旧安川邸の整備完了
H30 RO1 RO3	Park-PFI による勝山公園「コメダ珈琲店」オープン 響灘緑地（グリーンパーク）100 人プランコ完成 旧安川邸の整備完了	RO3	水と緑の基金を SDGs 未来基金に統合

2 前計画の施策体系と進捗状況

《「進捗状況」の凡例》◎：完了 ○：継続中

計画の視点	施策の展開	施策の方針	主な施策	進捗状況
環境首都の魅力	環境首都を先導する都市の顔づくり	環境首都を印象づける緑の景観づくり	・小倉駅周辺における環境首都を印象づける花と緑の景観づくり	○
		低炭素モデル地区の形成	・黒崎駅周辺におけるエコと緑、水辺を感じるまちづくり ・東田グリーングリッドや城野ゼロ・カーボン先進街区における官民協働による環境首都を先導する低炭素のまちづくり	◎
	特色ある景観や自然を感じる緑の保全と活用	山・海の自然や景観の保全	・パノラマの緑を活用した緑の保全や防災機能の向上及び山から海まで一体的に視線を誘導する景観形成 ・九州自然歩道等の遊歩道の適切な管理 ・自然公園における眺望や自然を楽しむ施設整備と利用促進	○ ○ ○
		歴史や文化と一体となった緑の保全と活用	・歴史文化と一体となった緑の保全及び公園の園路や広場、案内板等の施設整備	○
		生き物との共生を楽しむまちづくりの推進	・特別緑地保全地区制度や市民緑地制度の活用による街なかの自然の保全	○
			・響灘埋立地におけるビオトープの環境学習への活用	○
	・街なかの自然や公園を活用した環境学習による生き物との共生を楽しむモデル事業の実施 ・保存樹の保護と健全な育成・管理		◎ ○	
	生活の快適さを高める緑と生き物のネットワークづくり	緑の街並みの形成	・主要幹線道路における緑の街並み整備及び景観や安全に留意した適正な街路樹の維持管理	○
			・幹線道路における環境首都を感じさせる自然風植栽による緑のネットワークづくり	○
			・公共施設における敷地内の緑化推進と公園での地域情勢に則した適正な植栽	○
			・周辺景観と緑が調和した美しい街並みの形成	○
			・「緑化ガイド」の活用による質の高い緑化の普及啓発	○
			・地域を特色づける緑の保全・育成	○
	まちに彩りをもたらす花のまちづくり	体系的な花のまちづくりの推進	・花に関する事業の体系化による計画的な事業の推進	○
		花のまちづくり施策の推進	・花咲く街かどづくり事業をはじめとした各種事業による快適でうるおいのある美しいまちづくり	○
			・鉄道や道路等の車窓からの眺めを演出する花と緑による景観づくり	◎
			・「花の名所」の見直しによる新たな名所の整備 ・花に関する情報発信等による花の普及啓発活動の実施	○ ○
	健康・生きがい	都市のニーズに対応した体系的な公園づくり	公園体系による各種公園の特色づけと実情に応じた適正で計画的な公園整備	○
有料公園の充実			・老朽化した施設の改修等による魅力向上 ・有料公園相互の合同企画による連携等を通じた利用者満足度の向上への取組	○ ◎
地域のコミュニティづくりに寄与する緑と公園づくり		地域に役立つ緑と公園の活用	・地域に役立つ公園づくり事業による地域のニーズにあった公園等の再整備 ・地域で管理する菜園づくりを通じた地域管理による利用のあり方やしくみづくり	○ ○
		子どもや子育てに配慮した公園整備	・幼稚園や保育園等の近くにある公園での子どもや子育てに配慮した公園づくり	◎
		公園の統廃合や機能分担	・小規模公園の統廃合や機能の見直しによる利用しやすい公園づくり	○
			・複数の公園の機能分担による地域のニーズに応じた公園づくり	○

計画の視点	施策の展開	施策の方針	主な施策	進捗状況	
	健康づくりや癒しにつながる緑と公園づくり	健康づくりや癒しにつながる緑と公園づくり	・健康遊具やウォーキングコースの設定による市民が地域で行う健康づくりや介護予防の取組との連携及び健康づくりネットワークの検討	○	
			・有料公園等を活用した認知症高齢者や障害のある方のケアにつなげるための癒しの森と庭づくり	◎	
安全	災害に対応する緑と公園の防災機能の充実	地域防災計画と連動した防災機能の充実	・地域防災計画と連携した緑や公園の防災機能の充実	○	
		保水機能を持つ緑の保全や緑化	・山間部の森林の適正管理による雨水流出の抑制及び市街地における水害防止に資する取組の実施	○	
	誰もが安全で快適に利用できる緑と公園の高質化	防犯機能の充実とバリアフリー化の推進	・見通しを遮る樹木の撤去等による防犯機能の強化	○	
			・緑の高質化を図るための健全な維持管理	○	
公園施設を永く安全に使うためのリニューアル	公園施設の長寿命化と再整備の推進	・公園の入口や園路の段差解消、多目的トイレの設置等の施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した施設整備の推進	○		
		・整備から長期間が経過し老朽化した公園の再整備	○		
協働	地域の結びつきを強める公園管理や活用	多様な主体による効率的な管理	・公園愛護会の結成促進及び公園での楽しみづくりや美化活動の推進	○	
			・ボランティア団体等による様々な活動の充実	○	
			・地域で管理する菜園づくりを通じた地域管理による利用のあり方やしくみづくり（再掲）	○	
	市民や企業が取り組む花と緑づくりの推進	環境首都 100 万本植樹の推進	・官民協働で行う「環境首都 100 万本植樹」による市民力を活かした市街地の緑化推進	○	
			・緑地協定による住宅地の緑化及び専門家の講習による花のまちづくりと緑化の推進	○	
		快適な環境をつくる民有地の緑化の推進	・緑化の助成等による商業地の花と緑づくり	○	
			・工場立地法や工場等緑化協定に基づく工業地の緑地の確保	○	
			花と緑のまちづくり団体の充実	・各種花壇制度や道路サポーター制度等を活用した市民や企業等が花づくりに参加する意欲増進	○
				・「うえるっちゃ！花壇」や「花壇サポーター」等による市民と協働した花づくりの推進	○
	花・緑・生き物の情報発信や緑の育成	花と緑のまちづくり支援施策の充実	・花づくり参加者の意欲向上のための顕彰制度や技術支援の充実	○	
			・都市景観の向上と市民の緑化に関する意欲を高めるための緑のまちづくり助成策の充実	○	
		地域の緑や生き物を知り、育てるしくみづくり	・緑のまちづくりへの参加の動機づけとなるしくみづくり	○	
・市民が地域の緑や自然を知り楽しむしくみづくり			○		
花の名所や良好な緑を知り、楽しむしくみづくり			・花の名所や街路樹等の優れた緑を紹介するマップの作成	○	
			・ホームページや市報による花の名所や公園情報のわかりやすい広報	○	
・花と緑のまちづくりや公園の情報発信施設としてのグリーンエコハウスの活用	○				

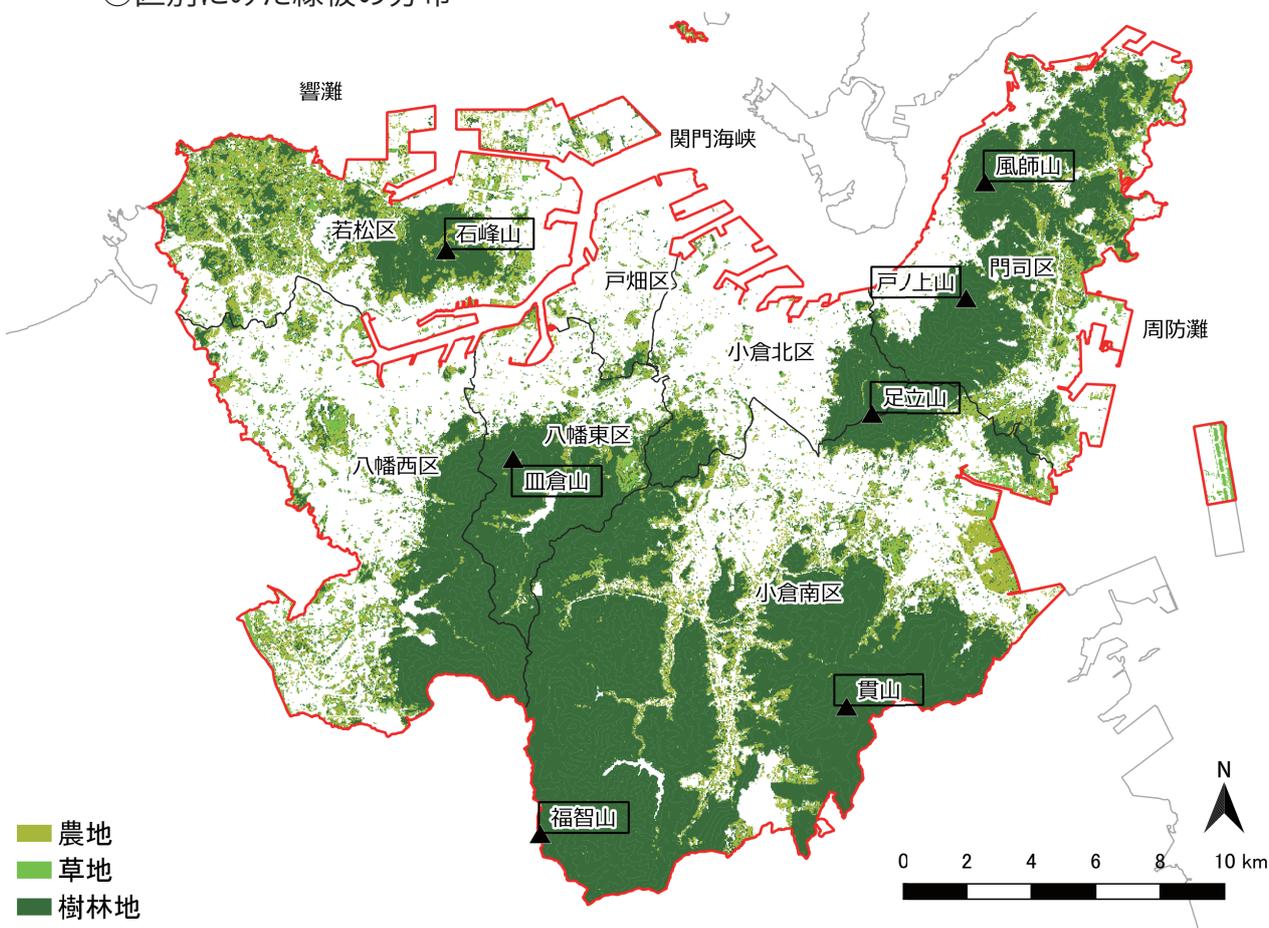
3 北九州市のみどりの現状

(1) 区別の緑被の状況

区別の緑被率では、小倉南区が73.5%で最も高く、次いで門司区、八幡東区の順となっており、区内の大半を市街地が占める戸畑区が、最も低い11.6%となっています。

緑被の種別をみると、すべての区で樹林地の割合が最も高くなっていますが、戸畑区と若松区では、他区よりも農地の割合が高くなっています。

○区別に見た緑被の分布



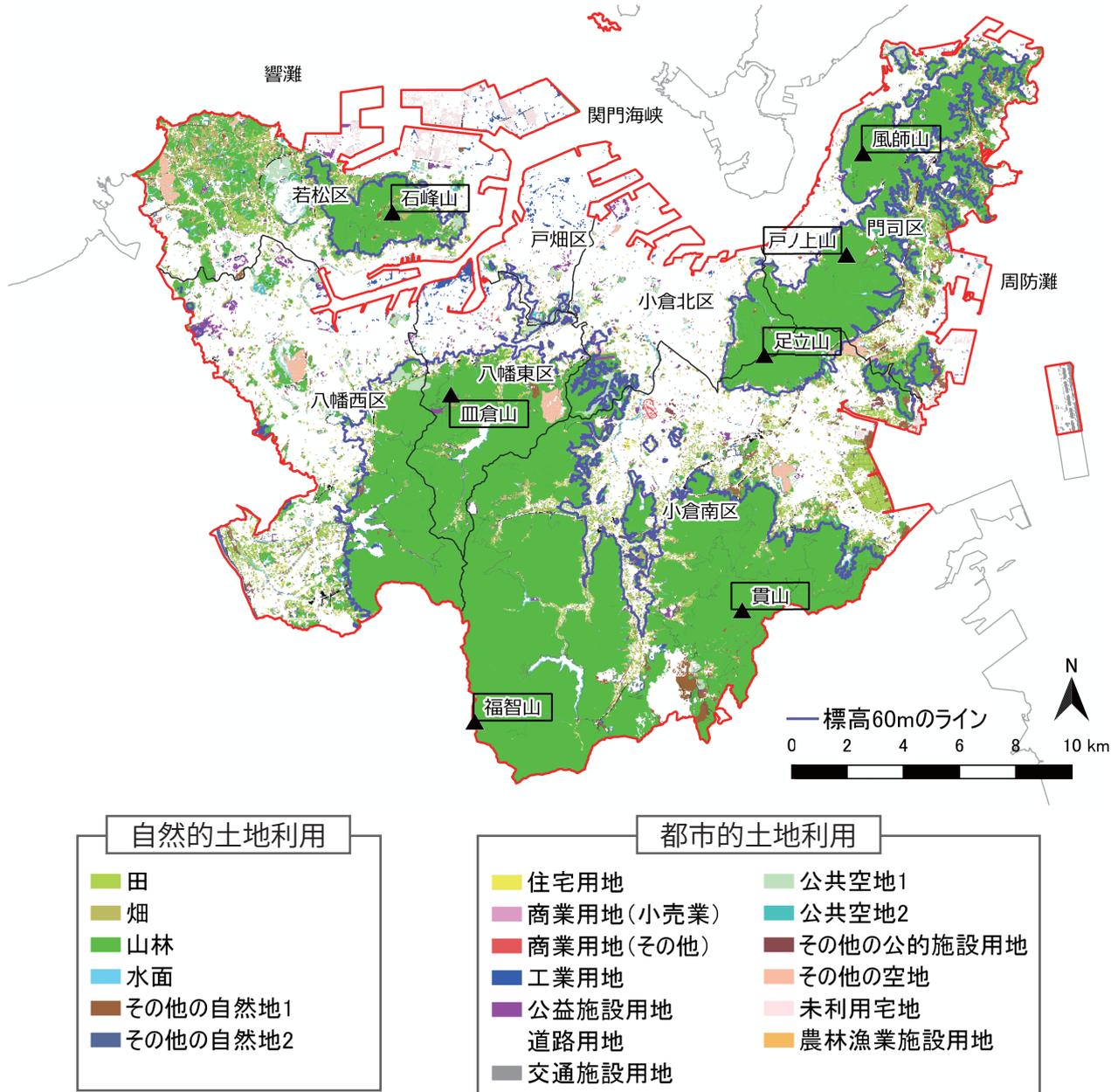
	農地 (ha)	草地 (ha)	樹林地 (ha)	緑被面積 (ha)	総面積 (ha)	緑被率
門司区	815	285	3,695	4,795	7,367	65.1%
小倉北区	200	71	971	1,242	3,923	31.7%
小倉南区	1,650	405	10,566	12,621	17,174	73.5%
若松区	1,420	451	1,727	3,598	7,131	50.5%
八幡東区	297	103	1,936	2,336	3,626	64.4%
八幡西区	750	409	2,503	3,662	8,313	44.1%
戸畑区	79	33	80	192	1,661	11.6%
合計	5,211	1,757	21,478	28,446	49,195	57.8%

出典：図表共に 平成30年度衛星画像分析による緑の分布調査から作成

(2) 土地利用と緑被の状況

土地利用区別の緑被率では、山林の98.4%を筆頭に、自然的土地利用ではおおむね緑被率が高くなっています。一方、都市的土地利用全体の緑被率は20.4%にとどまっており、公園などを含む公共的な土地利用や空地の緑被率が比較的高くなっています。

○緑被のみ抽出した土地利用の状況



			農地 (ha)	草地 (ha)	樹林地 (ha)	緑被 合計 (ha)	土地利用 合計 (ha)	緑被率
自然的 土地利用	農地	田	711.3	123.2	294.0	1,128.5	1,755.0	64.3%
		畑	413.6	148.7	245.2	807.5	1,131.0	71.4%
		農地合計	1,124.9	271.9	539.2	1,936.0	2,886.0	67.1%
	山林		1,783.8	297.1	18,406.7	20,487.6	20,812.4	98.4%
	水面		92.3	32.6	241.3	366.2	1,083.9	33.8%
	その他の自然地 1		457.2	173.5	460.9	1,091.5	1,966.7	55.5%
	その他の自然地 2		27.2	20.7	36.5	84.4	135.2	62.4%
	自然的土地利用合計		3,485.4	795.8	19,684.6	23,965.8	26,884.2	89.1%
都市的 土地利用	宅地	住宅用地	361.6	224.7	475.6	1,061.8	6,880.2	15.4%
		商業用地(小売業)	4.4	3.6	4.2	12.3	384.8	3.2%
		商業用地(その他)	32.0	21.5	29.3	82.8	815.4	10.2%
		工業用地	104.8	60.3	93.8	258.9	3,637.2	7.1%
		宅地合計	502.8	310.1	602.9	1,415.8	11,717.6	12.1%
	公共施設用地		185.6	100.0	139.7	425.3	1,922.4	22.1%
	道路用地		291.8	143.5	459.4	894.7	4,290.9	20.8%
	交通施設用地		14.7	68.4	14.3	97.4	619.1	15.7%
	公共空地 1		266.2	100.4	330.8	697.4	1,047.6	66.6%
	公共空地 2		35.2	17.3	28.8	81.3	165.5	49.1%
	その他の公共施設用地		9.1	7.8	4.7	21.6	46.1	46.9%
	その他の空地		151.9	114.9	70.7	337.5	366.9	92.0%
	未利用宅地		262.9	96.5	137.2	496.6	1,773.8	28.0%
	農林漁業施設用地		5.4	2.3	4.8	12.6	30.9	40.6%
都市的土地利用合計		1,725.6	961.2	1,793.4	4,480.2	21,980.8	20.4%	
合計		5,211.0	1,757.0	21,478.0	28,446.0	48,865.0	58.2%	

注) 図上求積によるため、合計の緑被率は本編の市域の緑被率と一致しない。

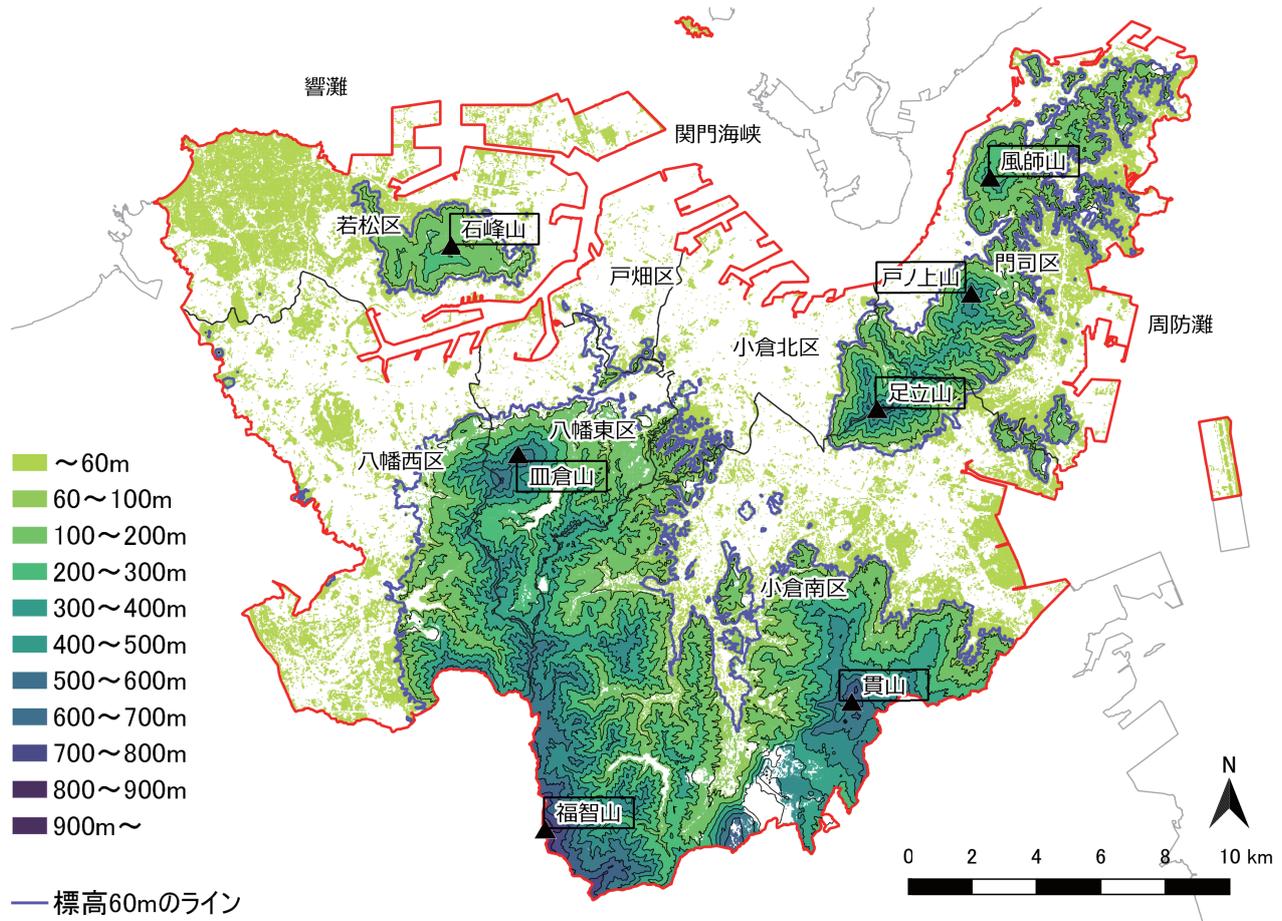
出典：平成 29 年度都市計画基礎調査、平成 30 年度衛星画像分析による緑の分布調査から作成

(3) 標高と緑被の状況

樹林地は広い範囲の標高で分布しており、市街地の大半が属する60m未満にある樹林地は16.8%にとどまっています。

また、本市の緑被の約3割が60m未満にあり、ここでは、樹林地よりも農地の方がやや多くなっています。一方、100m以上では、水面と平尾台の石灰石鉱山を除くと、ほぼ樹林地中心の緑被となっています。

○標高別にみた緑被の分布



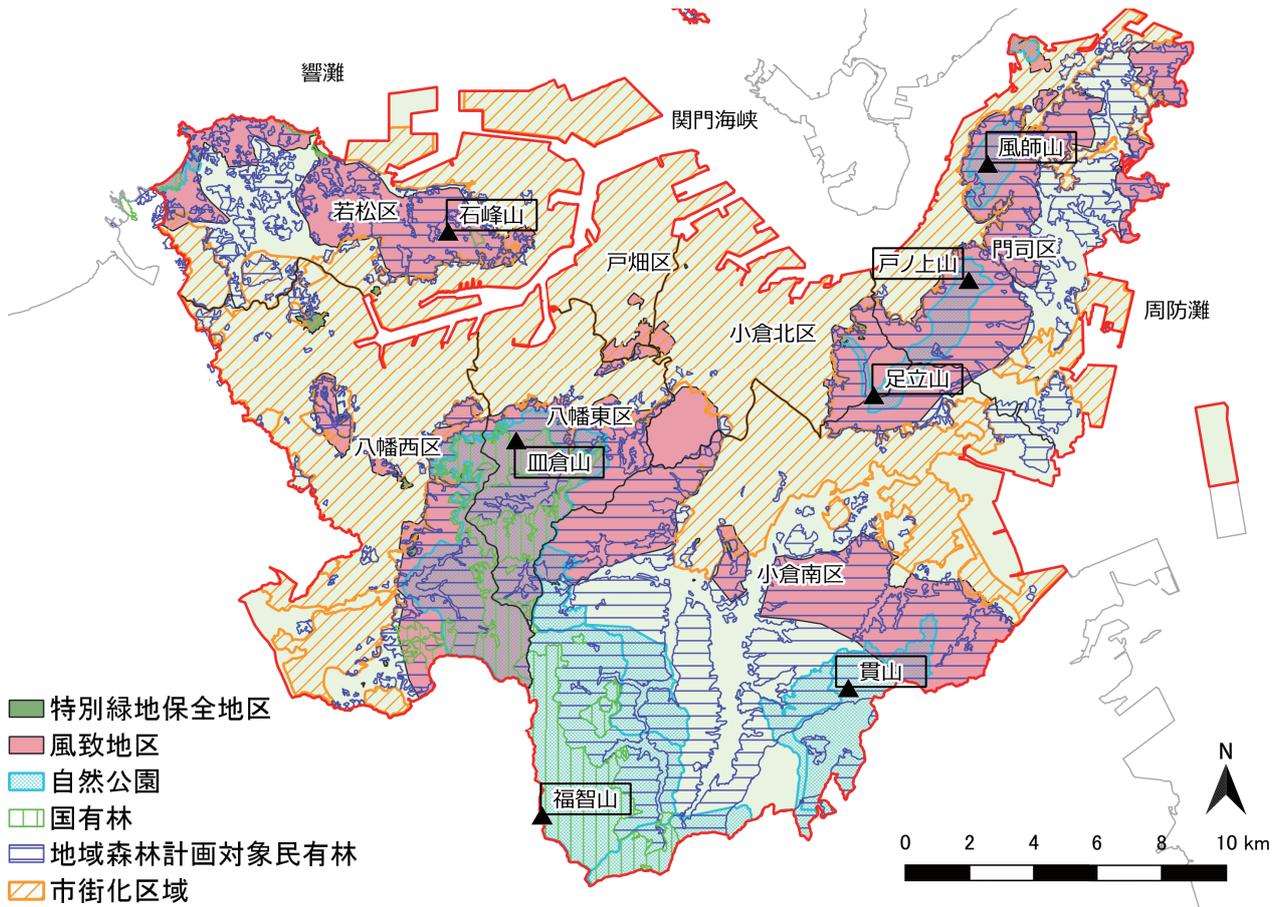
		~60m	60~100m	100~200m	200~300m	300~400m	400~500m	500~600m	600~700m	700~800m	800~900m	900m~	合計
農地	面積 (ha)	3,828	767	438	59	35	51	20	11	0	2	0	5,211
	構成比	73.5%	14.7%	8.4%	1.1%	0.7%	1.0%	0.4%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
草地	面積 (ha)	1,514	135	88	5	4	10	0	1	0	0	0	1,757
	構成比	86.2%	7.7%	5.0%	0.3%	0.2%	0.6%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
樹林地	面積 (ha)	3,599	2,606	5,592	3,938	2,872	1,713	799	248	87	24	0	21,478
	構成比	16.8%	12.1%	26.0%	18.3%	13.4%	8.0%	3.7%	1.2%	0.4%	0.1%	0.0%	100.0%
合計	面積 (ha)	8,943	3,508	6,118	4,002	2,911	1,774	819	260	87	26	0	28,448
	構成比	31.4%	12.3%	21.5%	14.1%	10.2%	6.2%	2.9%	0.9%	0.3%	0.1%	0.0%	100.0%

出典：図表共に 平成30年度衛星画像分析による緑の分布調査から作成

(4) 地域制緑地の状況

本市における地域制緑地として、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区（17地区、約83.3ha）、都市計画法に基づく風致地区（15地区、約12,871ha）、自然公園法に基づく自然公園（4公園）などがあり、その他、福智山をはじめとした標高の高い地域の樹林地は、国有林や地域森林計画対象民有林となっています。

○地域制緑地の状況



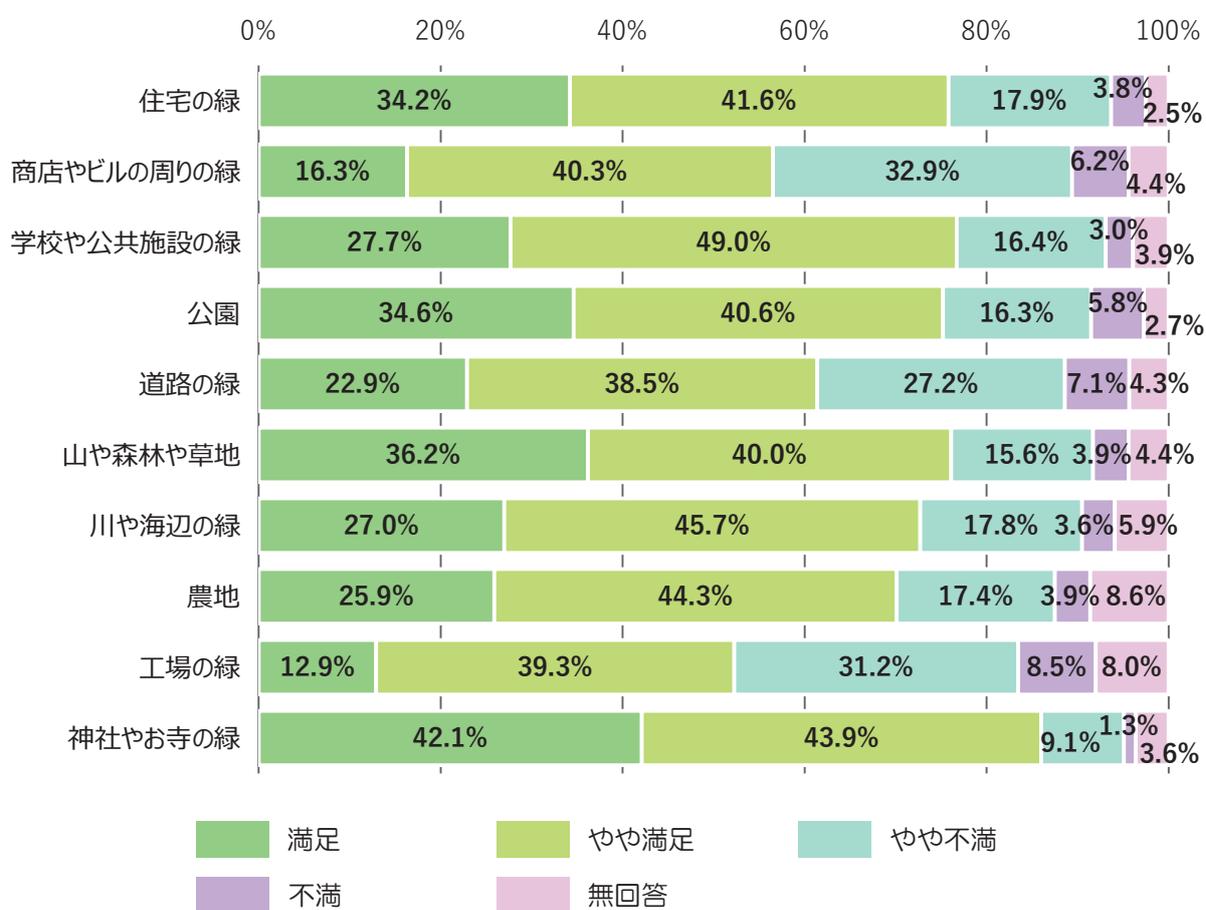
4 意向調査結果

(1) 市民向けアンケート調査

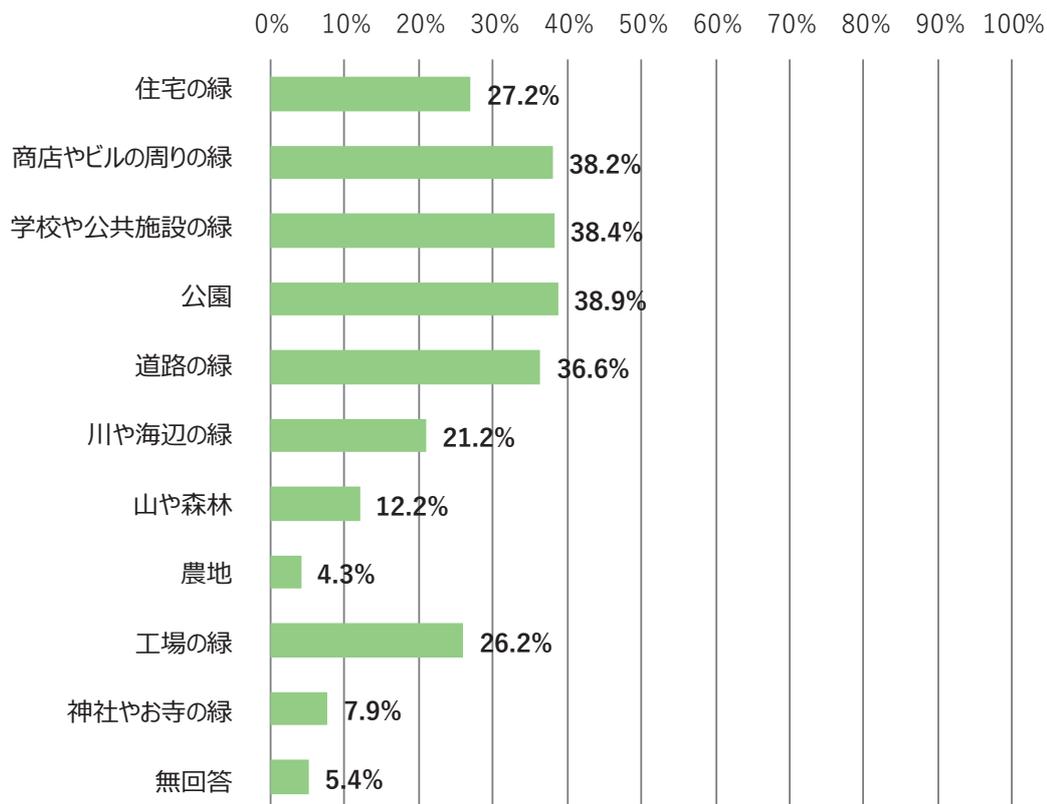
調査期間：令和元年6月から7月	
調査対象件数	3,000件
有効回答数	1,421件
有効回収率	47.4%

注) 調査対象は、北九州市に在住の20歳から89歳までの市民から3,000人を無作為に抽出

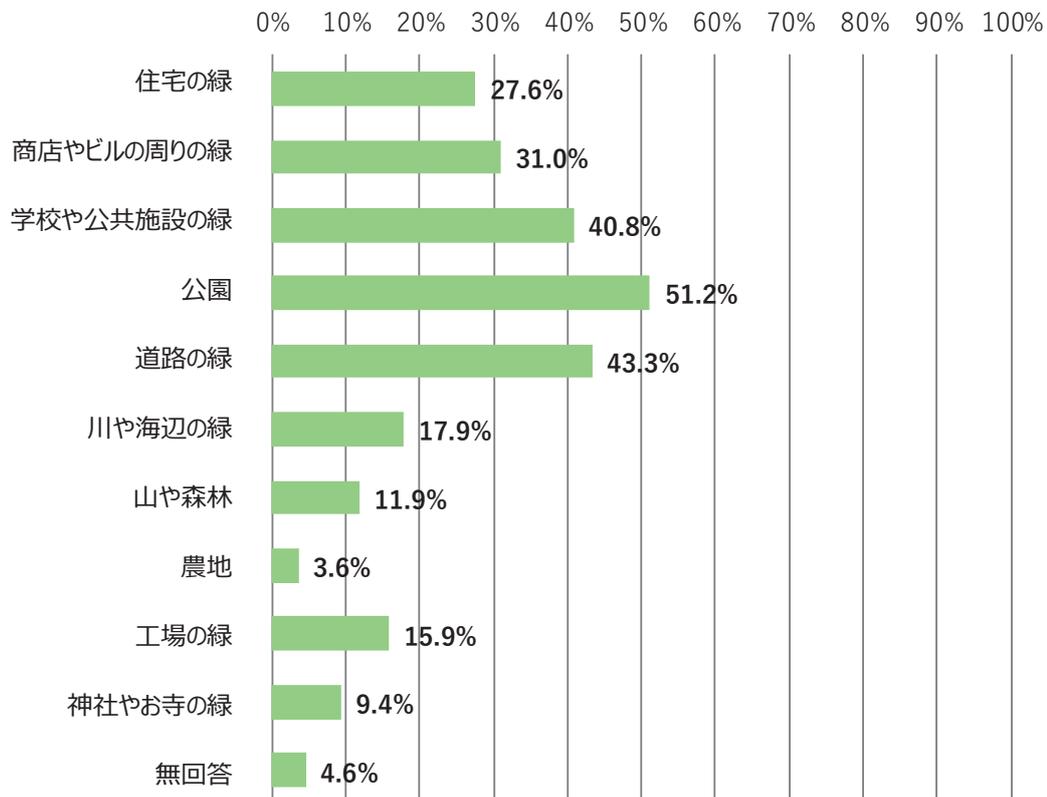
●あなたは、次に示す「あなたの周りの“緑”」について満足していますか。



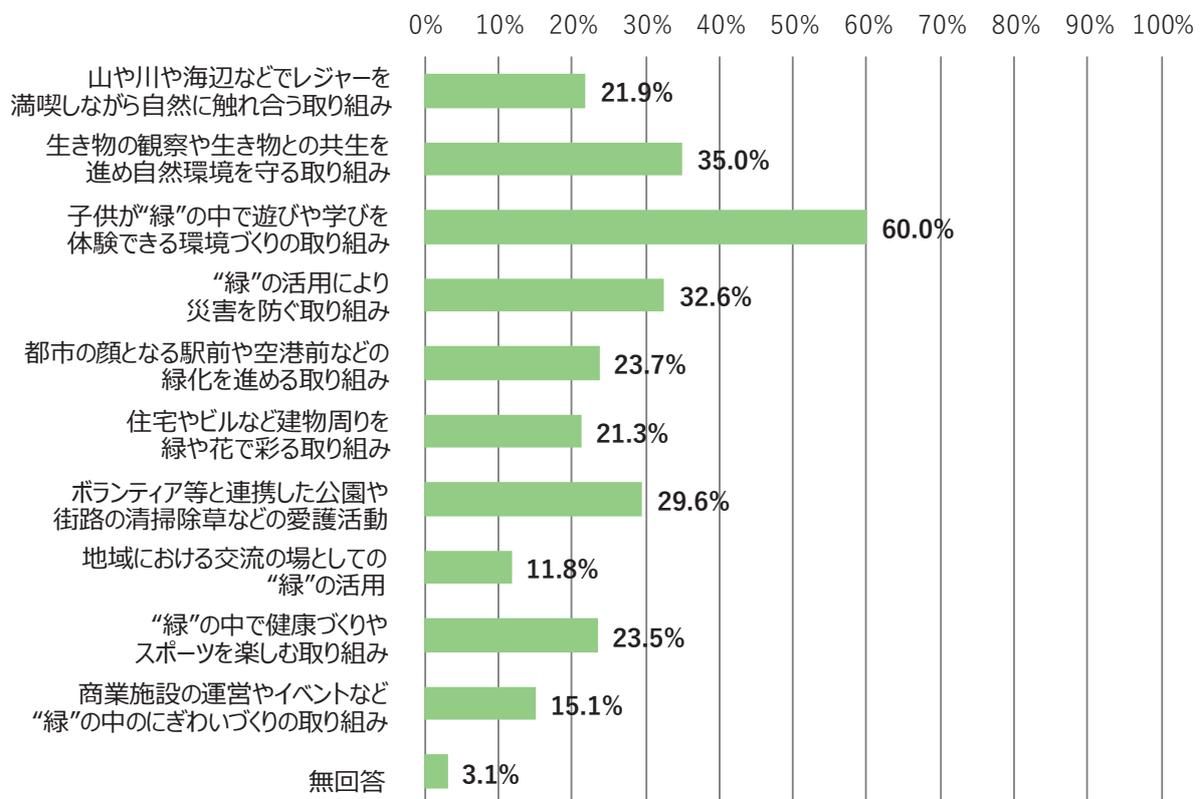
●あなたの周りの“緑”で、もっと増えてほしいものはどれですか？（3つまで選択）



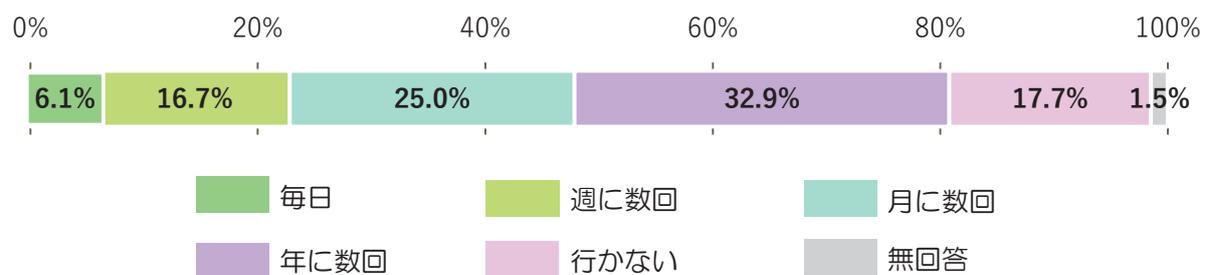
●あなたの周りの“緑”で、さらに質を上げてほしいものは、どれですか？（3つまで選択）



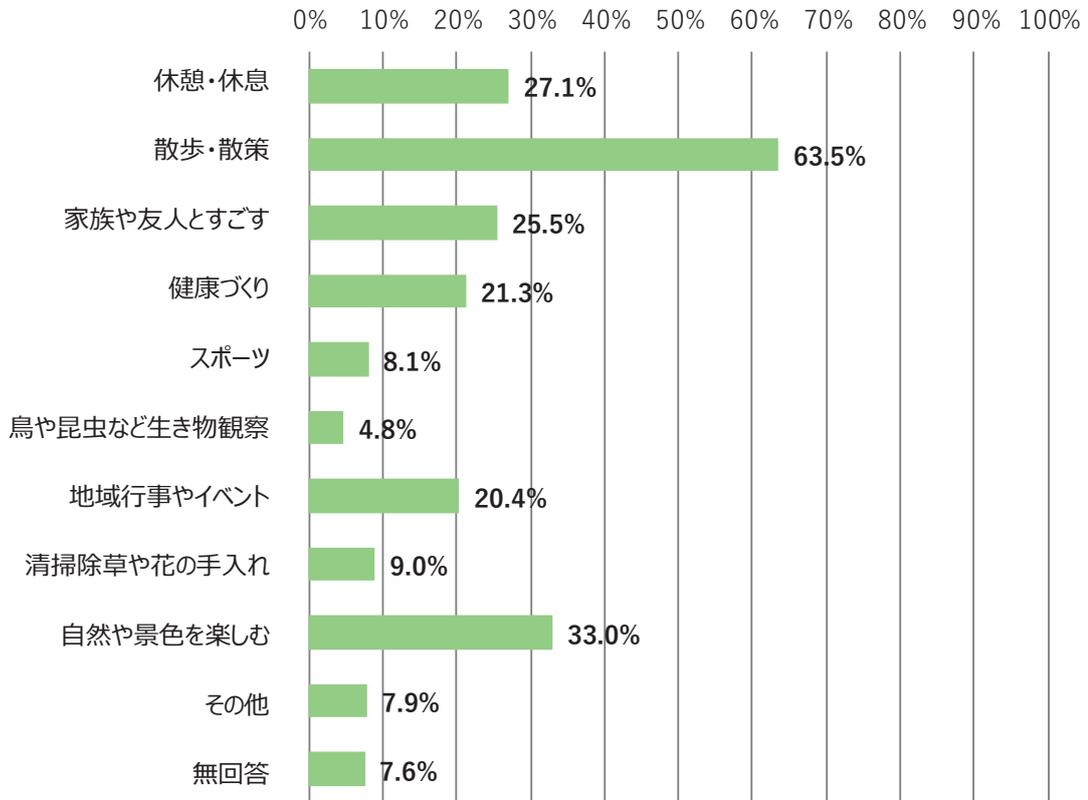
● “緑”を守り、育て、活かすためには、今後どのような取り組みが必要だと思いますか。(3つまで選択)



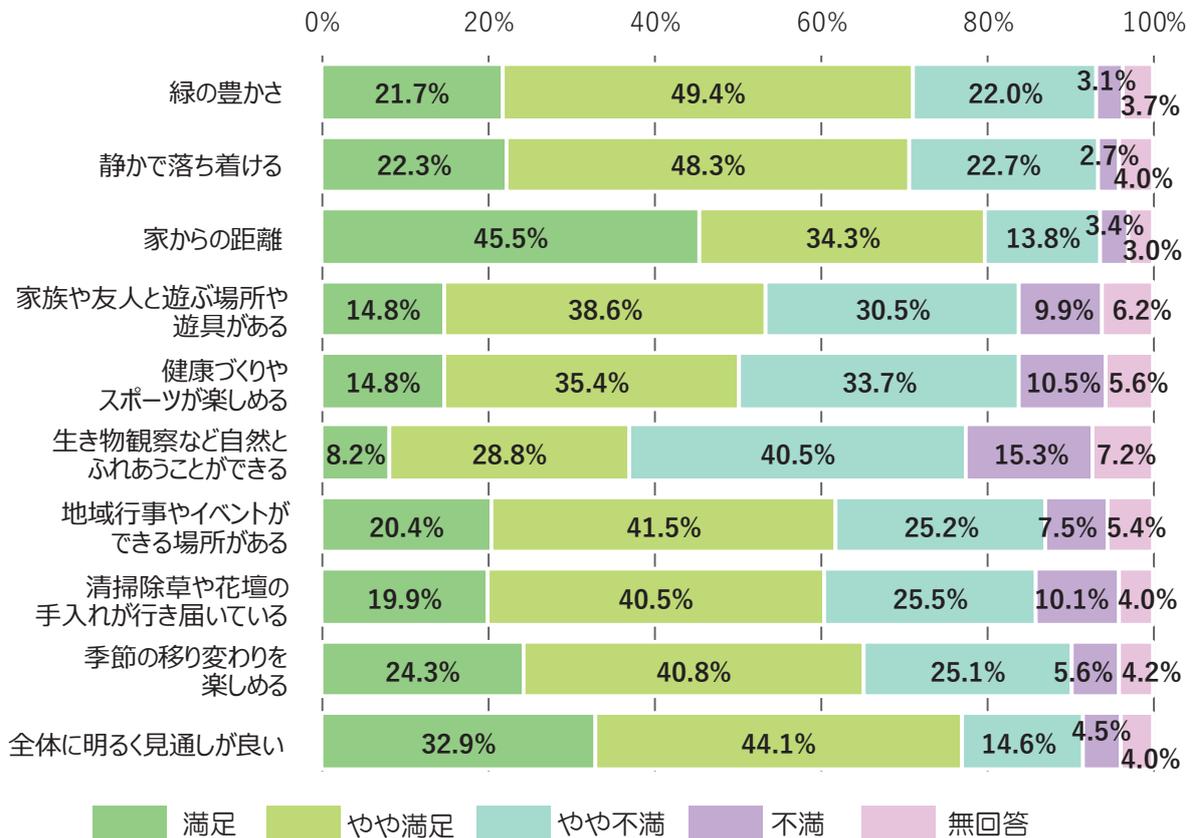
● 公園にはどのくらいの頻度で行きますか。



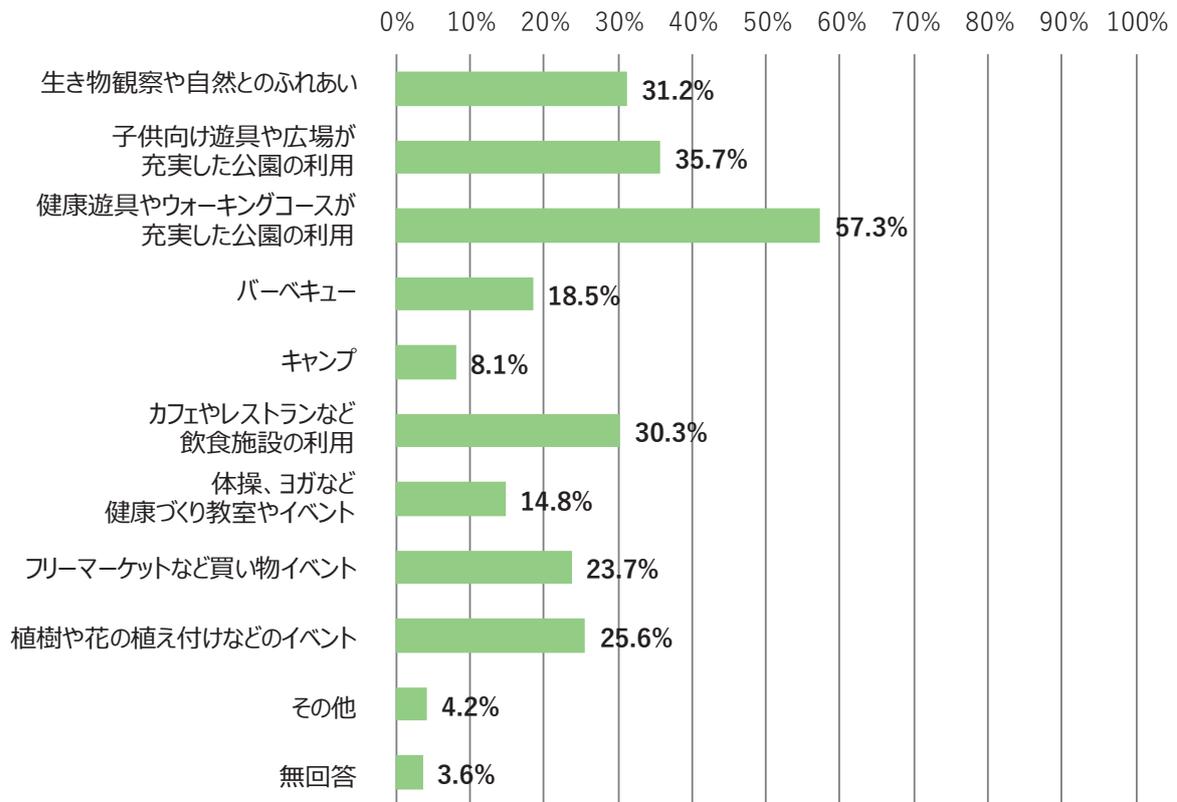
●どのような目的で公園を利用しますか。(3つまで選択)



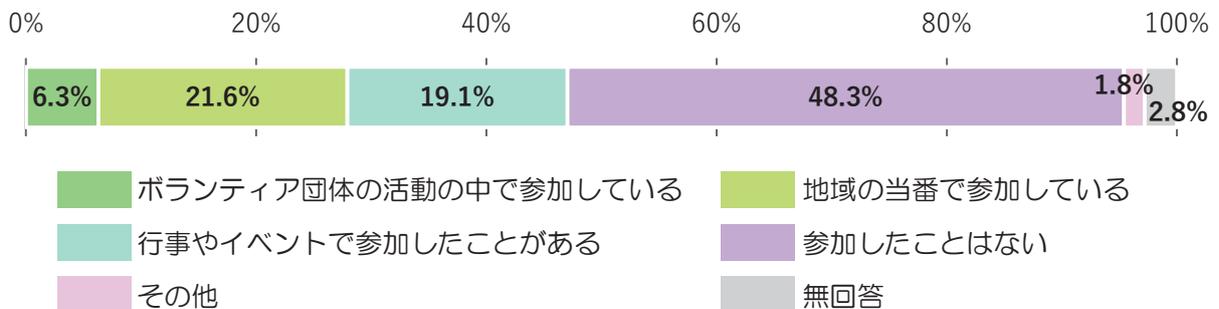
●あなたは公園に関する次の項目について満足していますか。



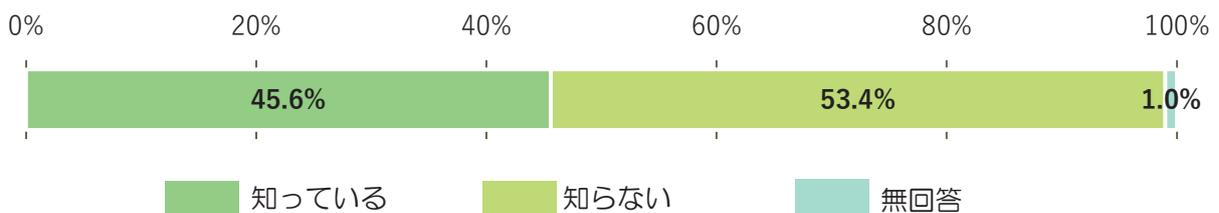
●今後、公園でやってみたいこと、参加したいことは何ですか。（3つまで選択）



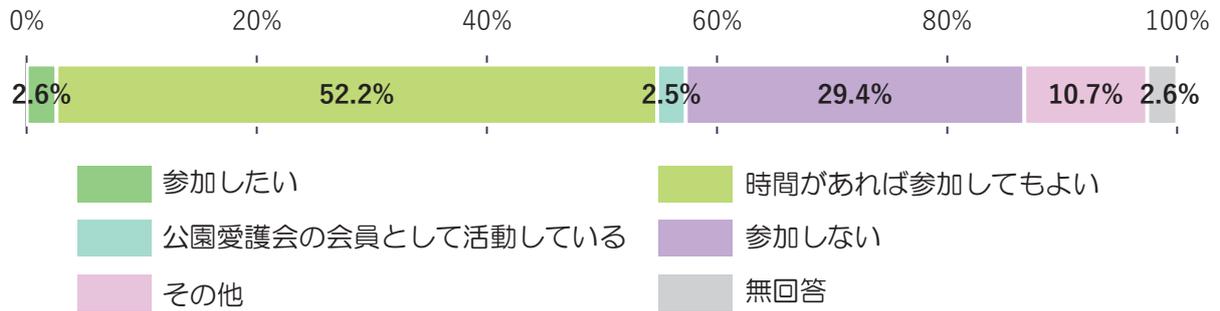
●身近な公園の清掃や除草の活動などに参加されたことはありますか。（1つ選択）



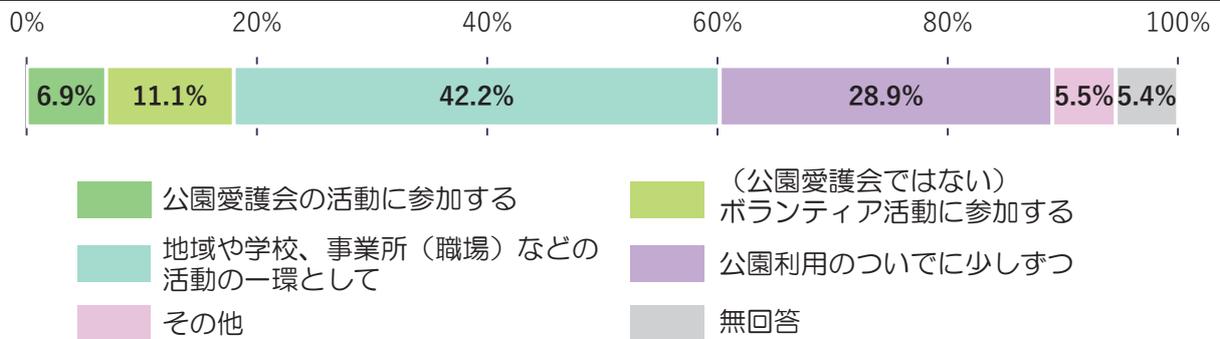
●身近な公園を中心に一部の公園について、地域の方などで結成された約1,200団体の「公園愛護会」の皆さんが、日常的な清掃や除草などを担ってくださっていることをご存知ですか。



●「公園愛護会」は担い手の高齢化により存続が困難になるなど課題を抱えていますが、あなたは「公園愛護会」活動への参加について、どのようにお考えですか。（1つ選択）

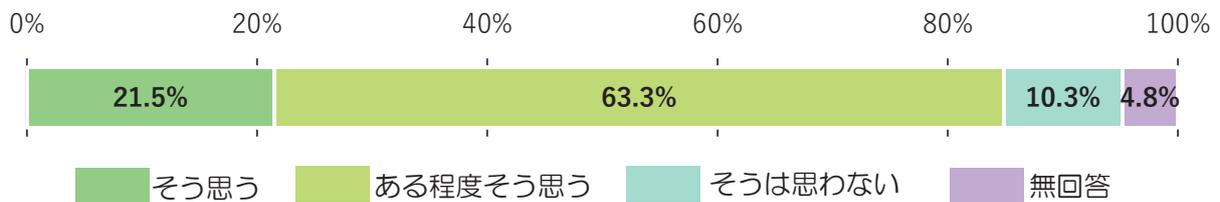


●あなたが公園の清掃、除草や花植え等の活動をされるとしたら、どのような形であれば参加しやすいと思われますか。（1つ選択）

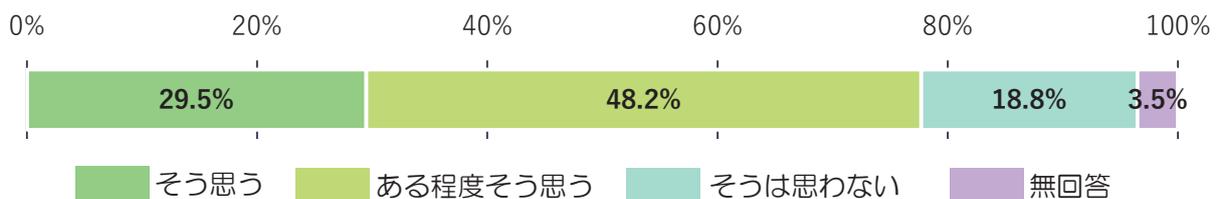


●人口減少や少子高齢化が進む中、限られた予算で安全で快適な公園サービスをご提供するための方法を検討しています。あなたは次の項目についてどのように思われますか。

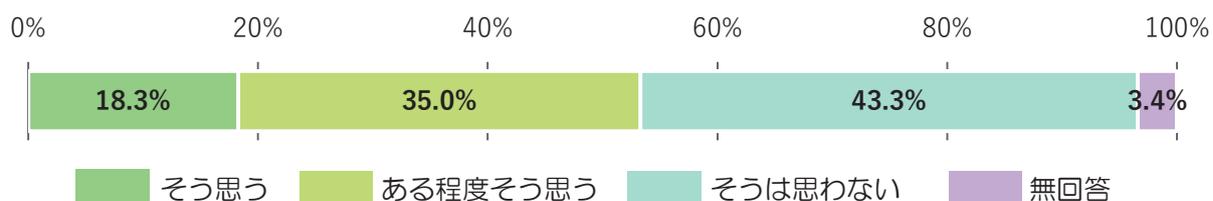
①公園愛護会やボランティアの皆さんによる維持管理をさらに進める必要がある



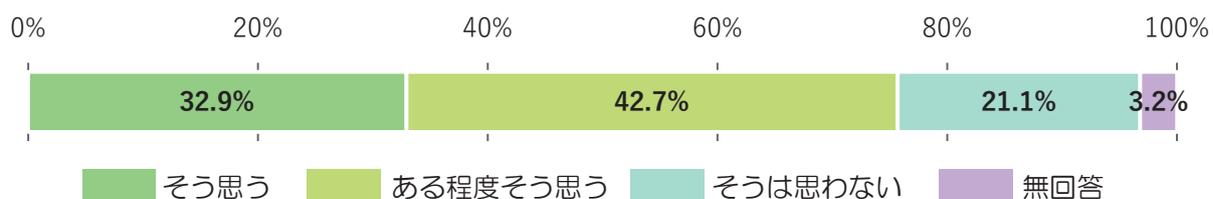
②あまり使われていない遊具や施設を整理して数を減らしてもよい



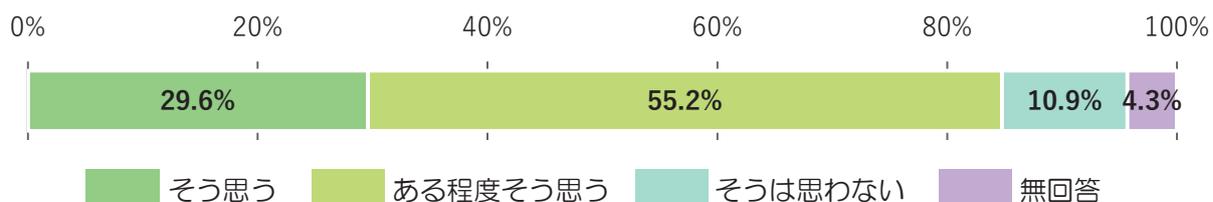
③あまり使われていない遊具や施設を整理して数を減らしてもよい



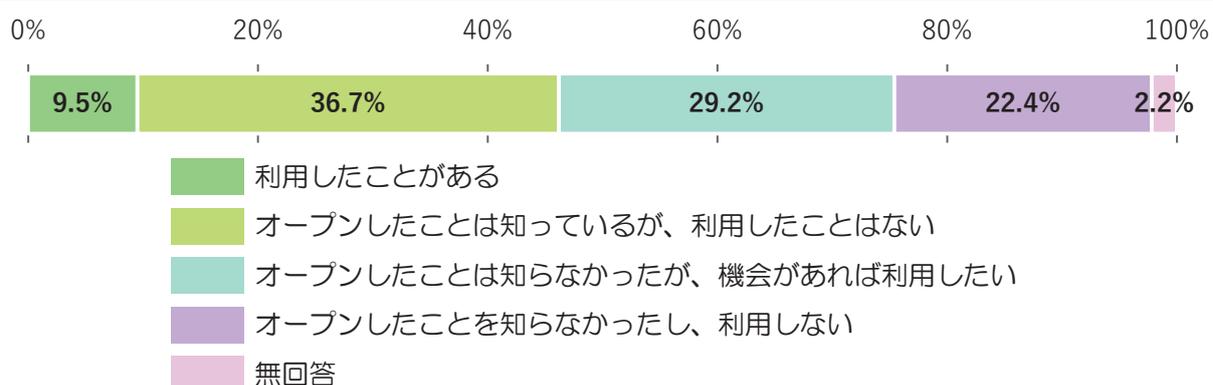
④駐車場の有料化や、広告設置により収入を得るなど、公園で得た収益を維持管理費に充てるような取り組みを進めてもよい



⑤民間事業者や NPO 法人など多様な方々と連携した公園の維持管理や、民間事業者等のノウハウを生かして収益確保につながるような公園活用の取り組みを進めるべきである



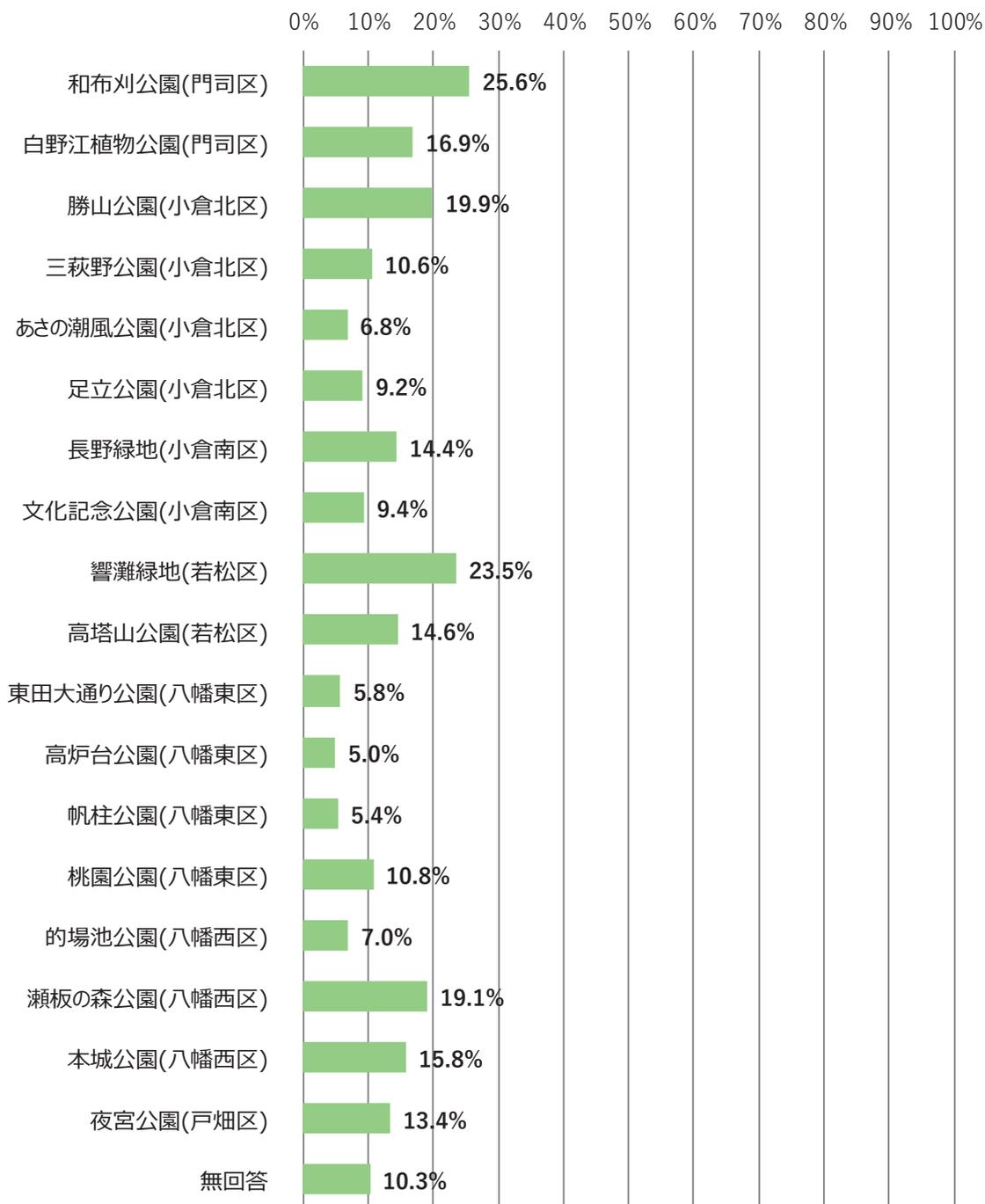
●勝山公園の「コメダ珈琲店」の利用について教えてください。



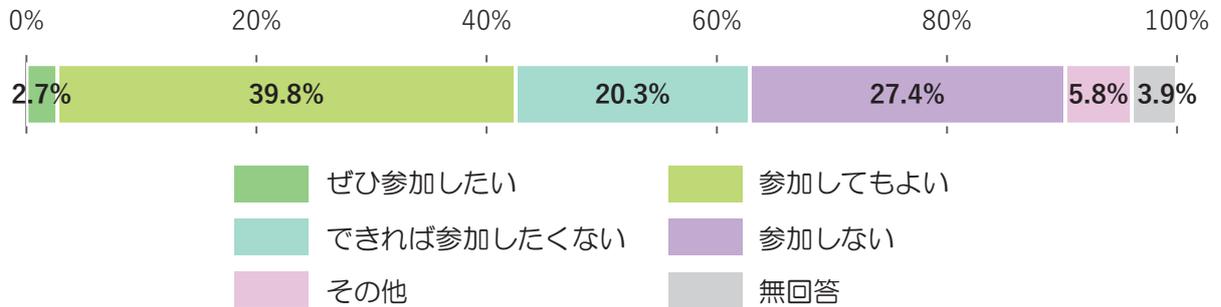
●「喫茶店」や「コンビニエンスストア」のような民間事業者による飲食・物販施設が公園内にあれば利用しますか。



●勝山公園のように、民間事業者による飲食・物販施設があるといいと思う公園はありますか。(3つまで選択)

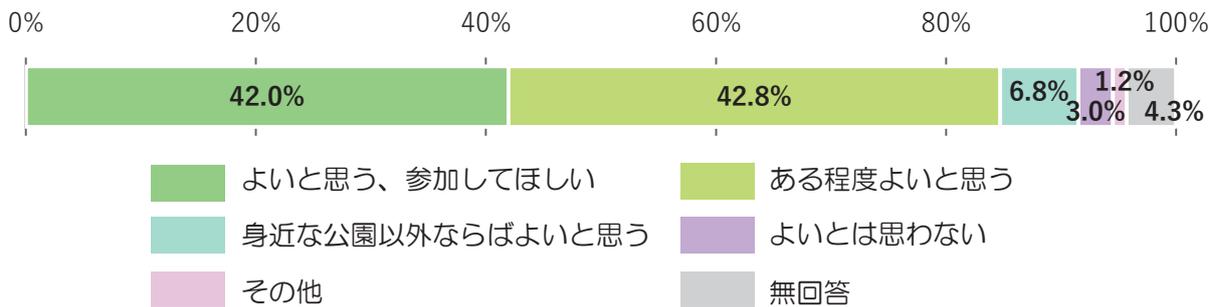


●地域の皆さんと一緒に話し合っ、身近な公園の再整備の内容など公園づくりについて考える取り組みを進めています。あなたの近くの公園で、この取り組みのための話し合いがあるとしたら、参加したいと思いますか。(1つ選択)

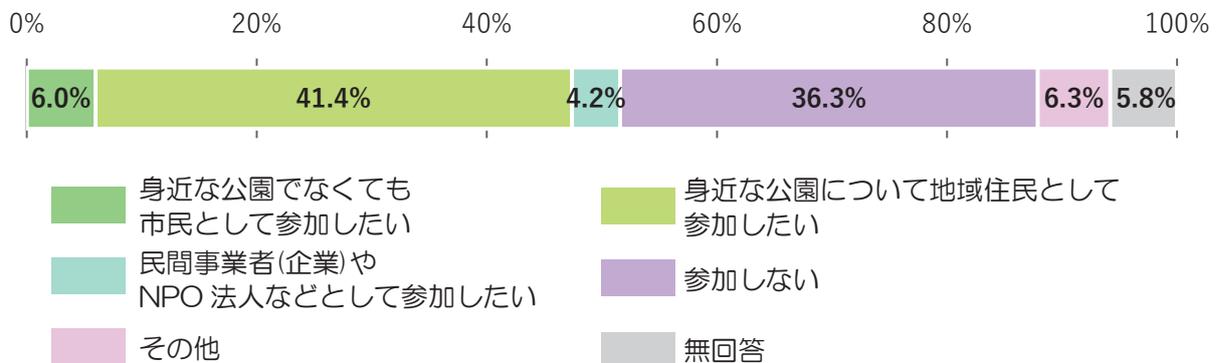


●公園の整備内容についての話し合いや、整備後の運営や管理の活動などの公園に関する取り組みを、市と地域の皆さんだけでなく、民間事業者(企業)やNPO法人、ボランティア団体など多様な方々と連携し、得意分野やノウハウ、人材を活かして進めることを検討しています。あなたは次の項目についてどのように思われますか。

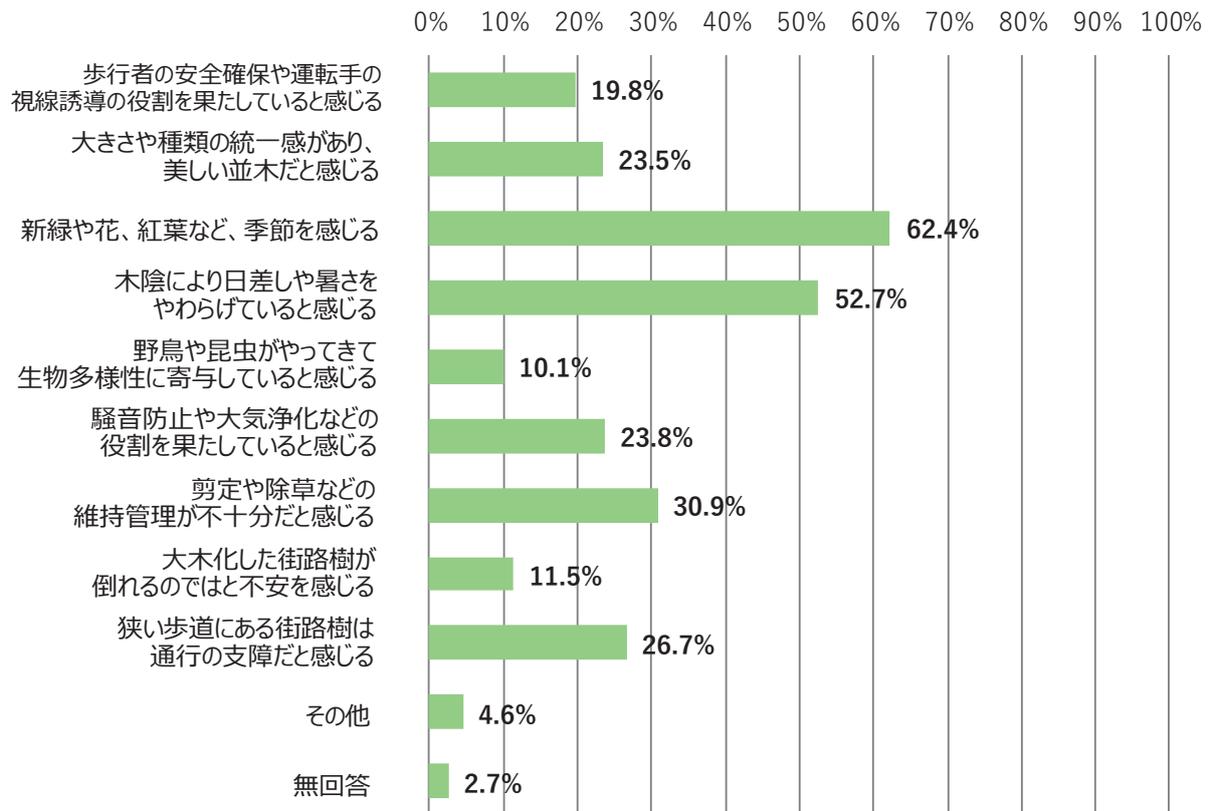
①民間事業者(企業)やNPO法人など多様な方々の参加について



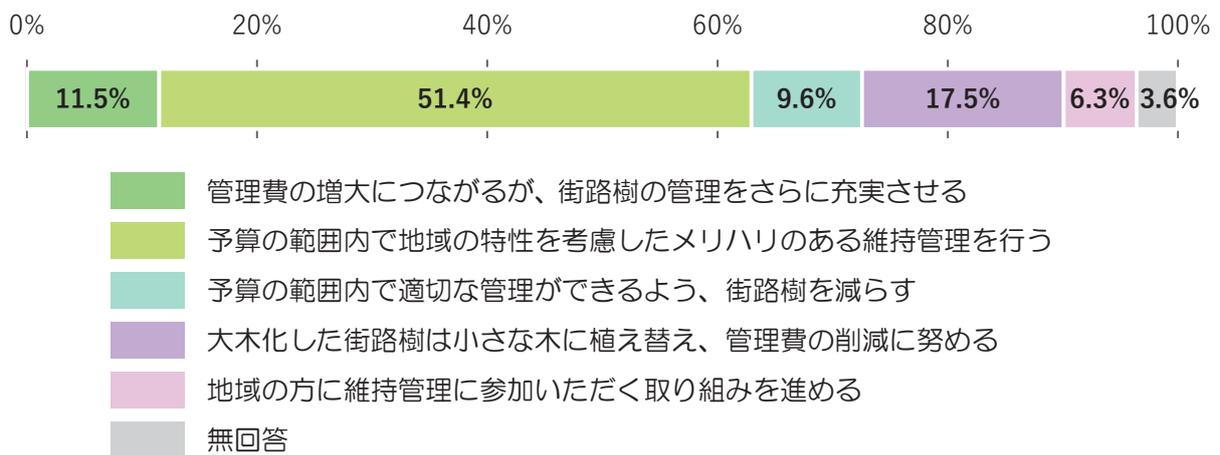
②あなたご自身のこの取り組みへの参加について



●街路樹についてどのように感じていますか。(3つまで選択)



●街路樹の維持管理についてどのようにお考えですか。(1つ選択)

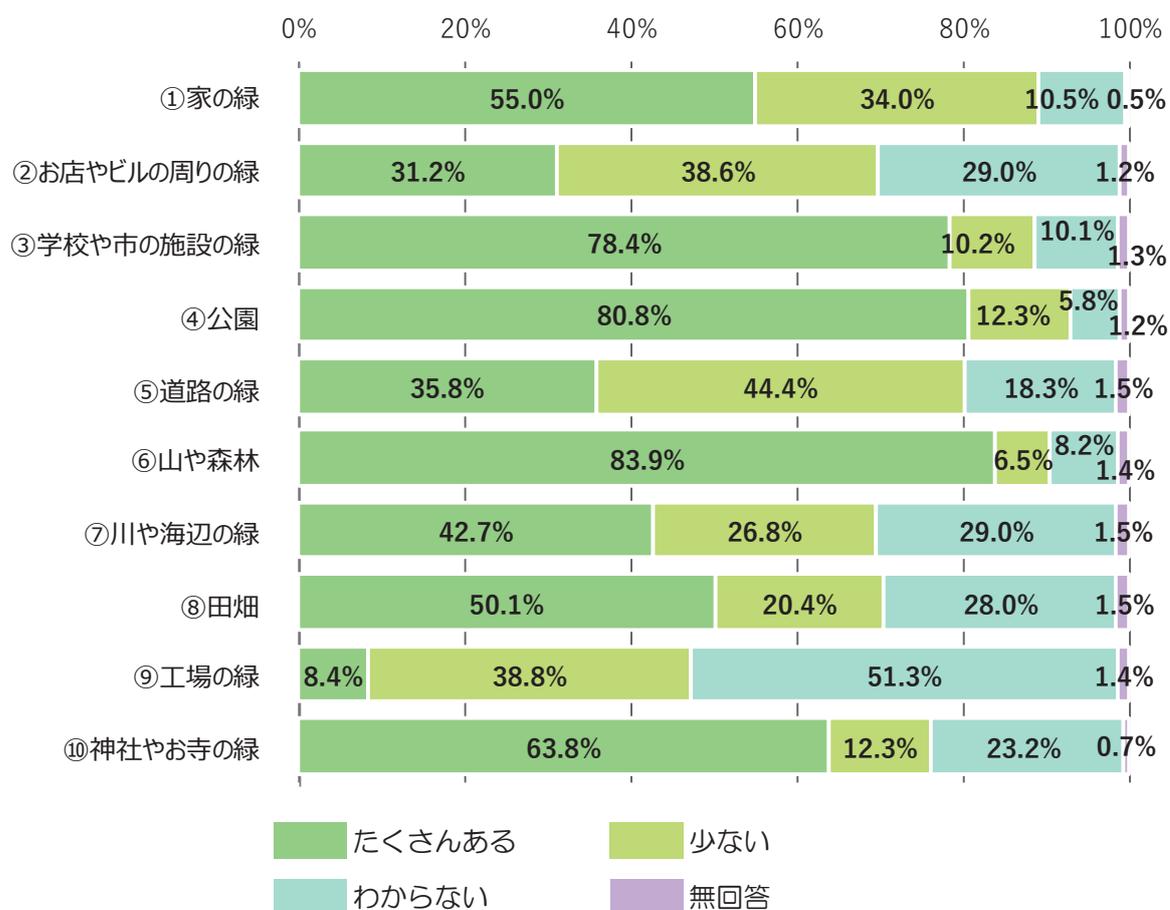


(2) 小学生向けアンケート調査

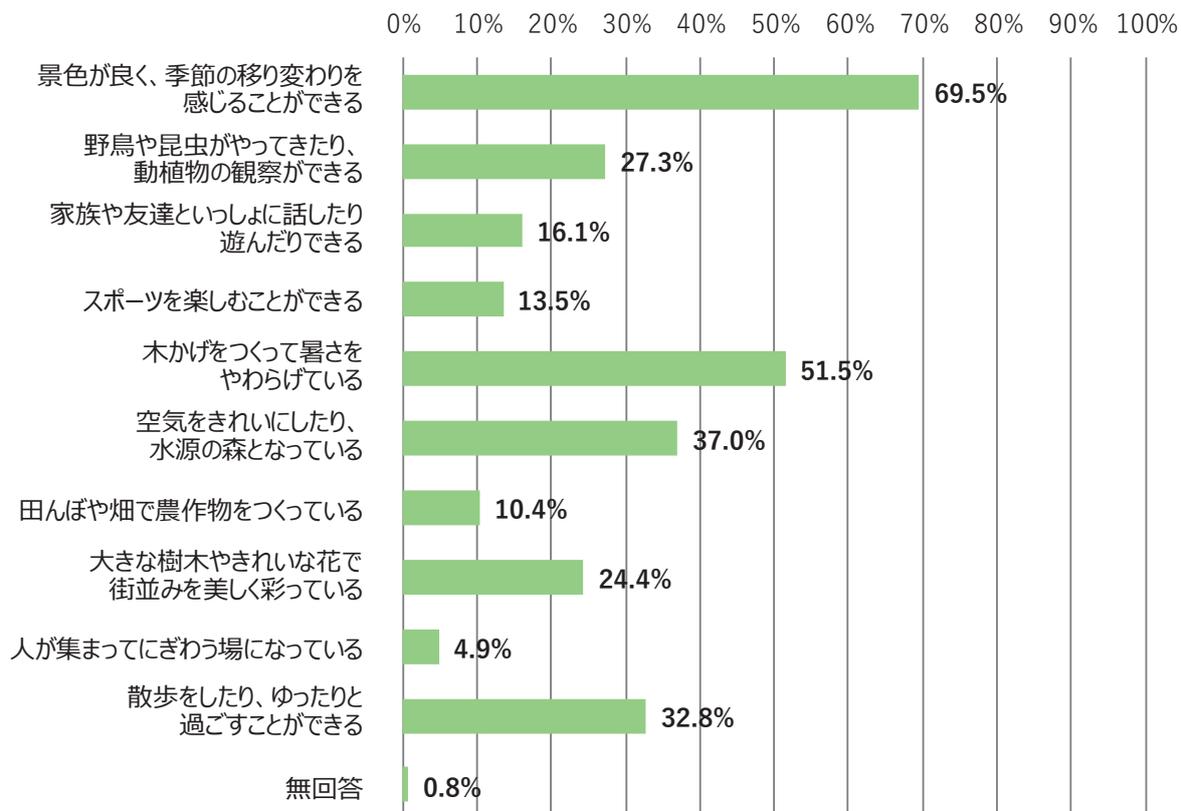
調査期間：令和元年6月から7月	
調査対象件数	8,016件
有効回答数	7,175件
有効回収率	89.5%

注：調査対象は、北九州市の市立小学校に通う小学6年生の全児童

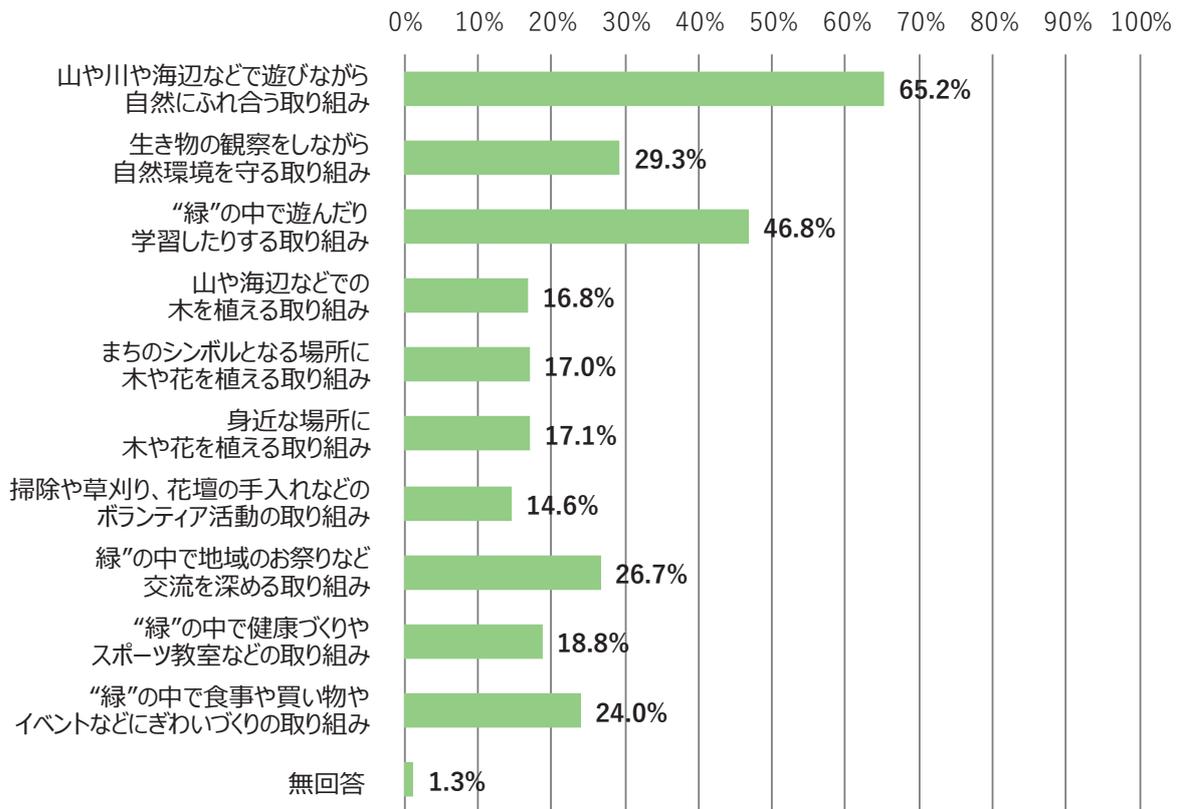
● 次の①～⑩のあなたの周りの“緑”の量はどうでしょう。あなたは次の①～⑩の項目についてどのように思われますか。（1つ選択）



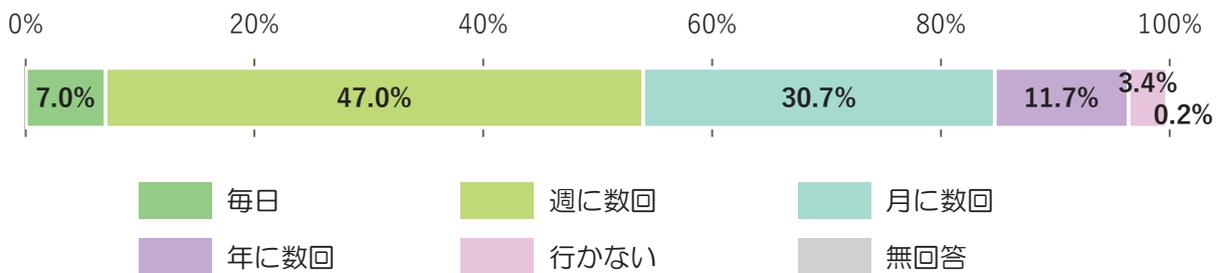
●あなたの周りの“緑”は、どんなことに役立っていると思いますか。(3つまで選択)



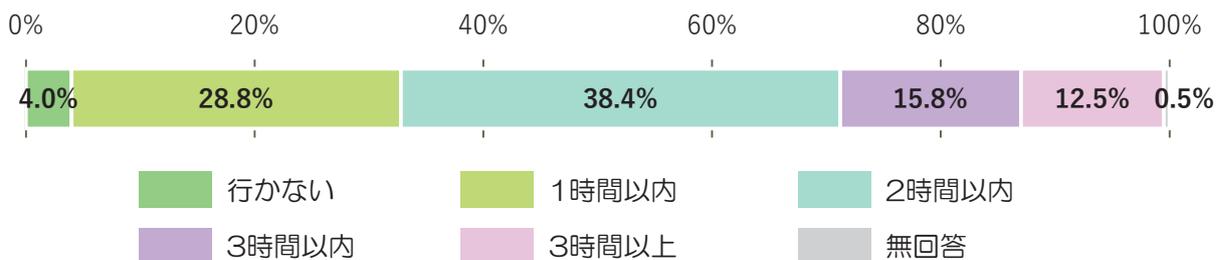
●参加してみたい“緑”の取り組みはどんなものですか。(3つまで選択)



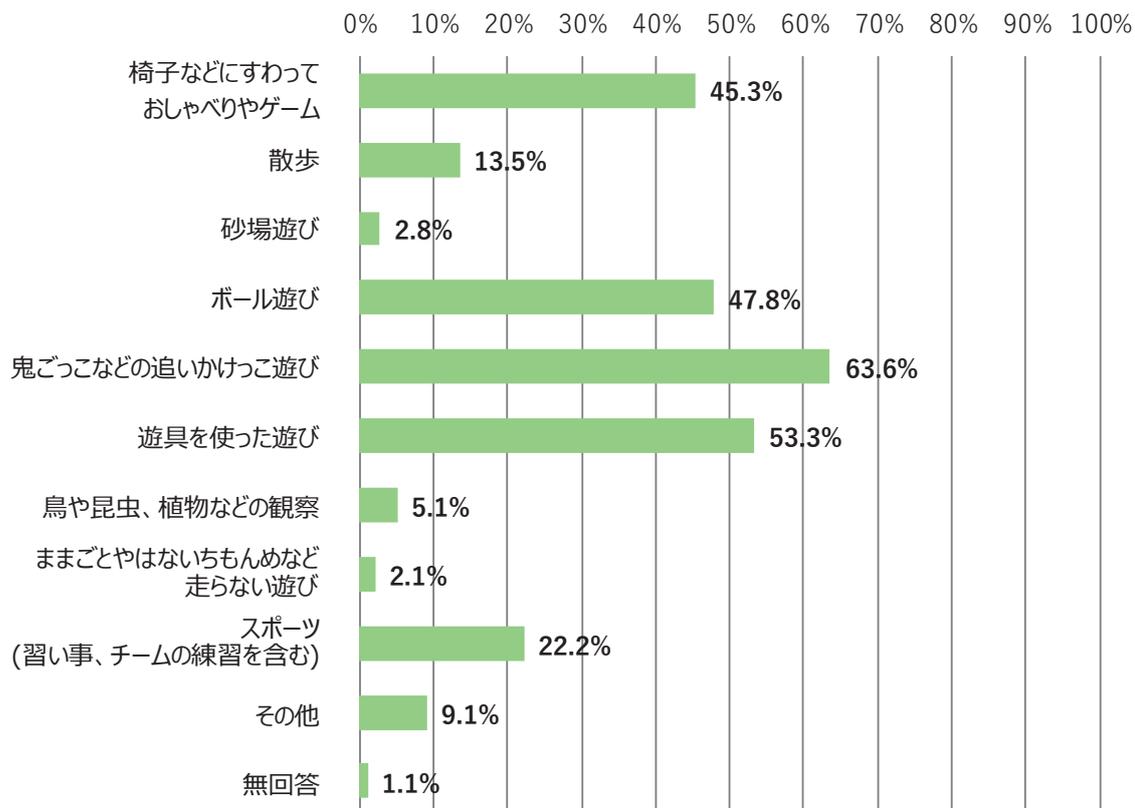
●公園にはどのくらい行きますか。



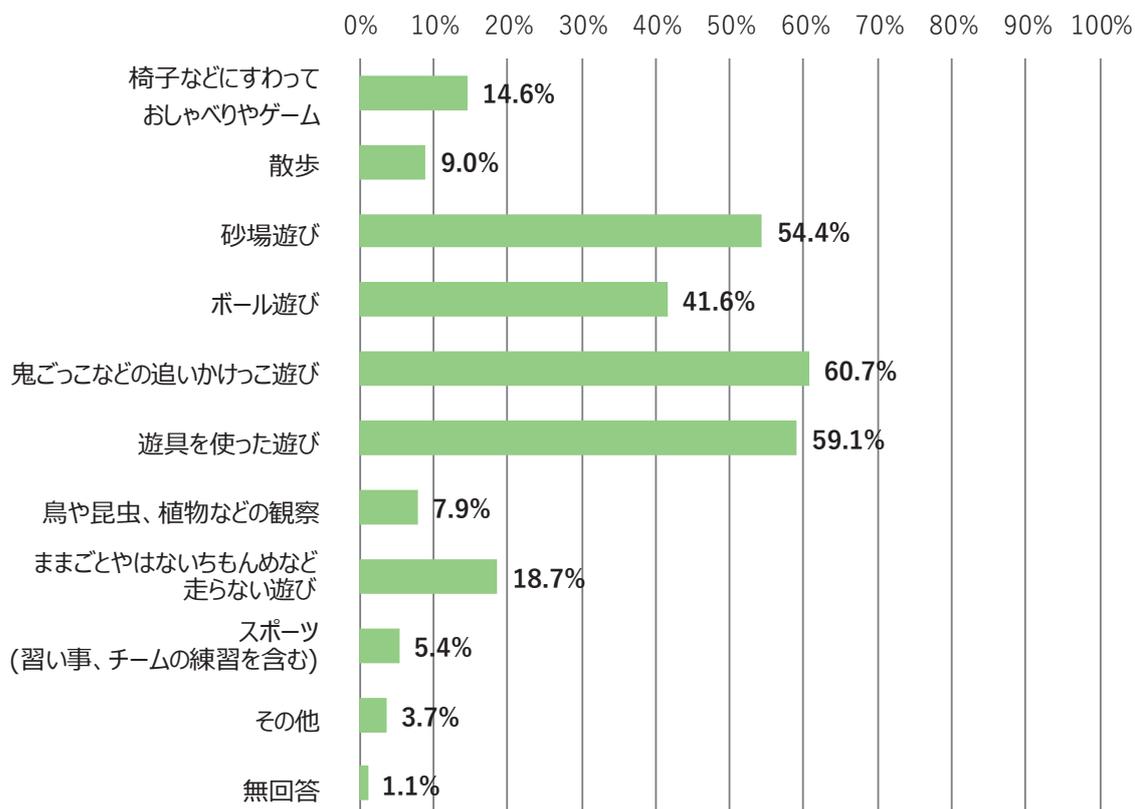
●公園にどのくらいの時間いますか。



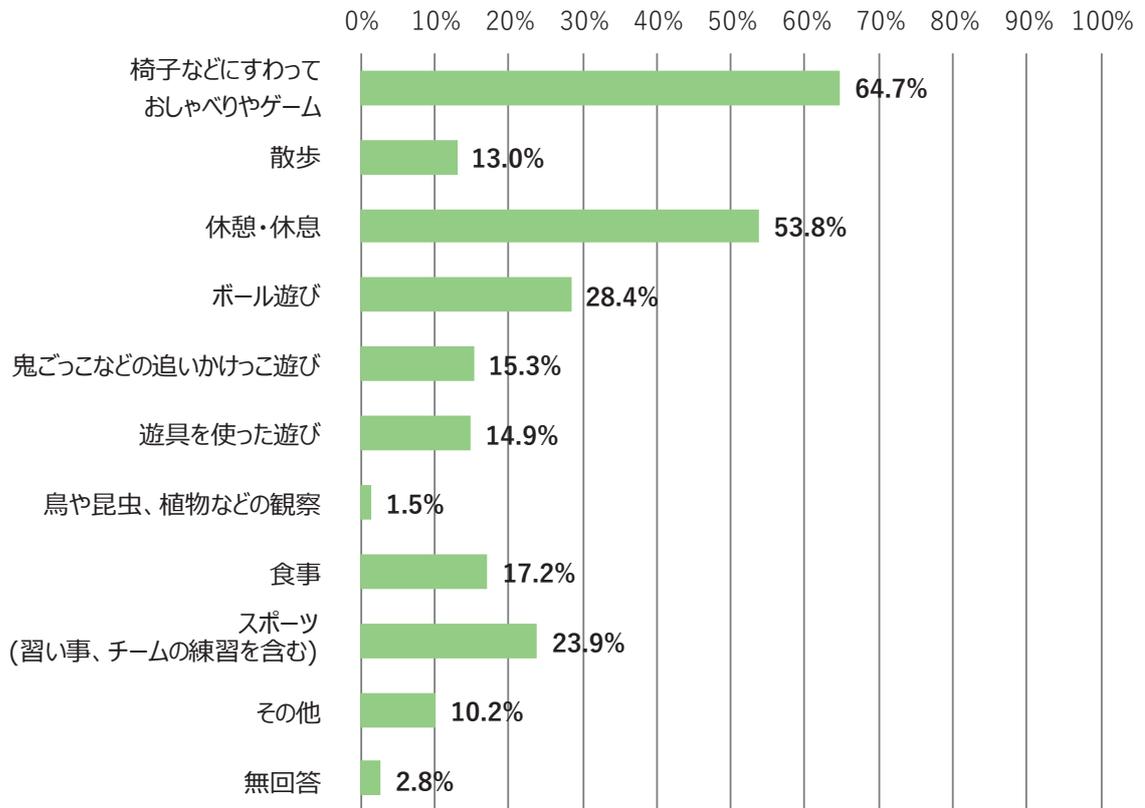
●あなたは公園でどんなことをしていますか。(3つまで選択)



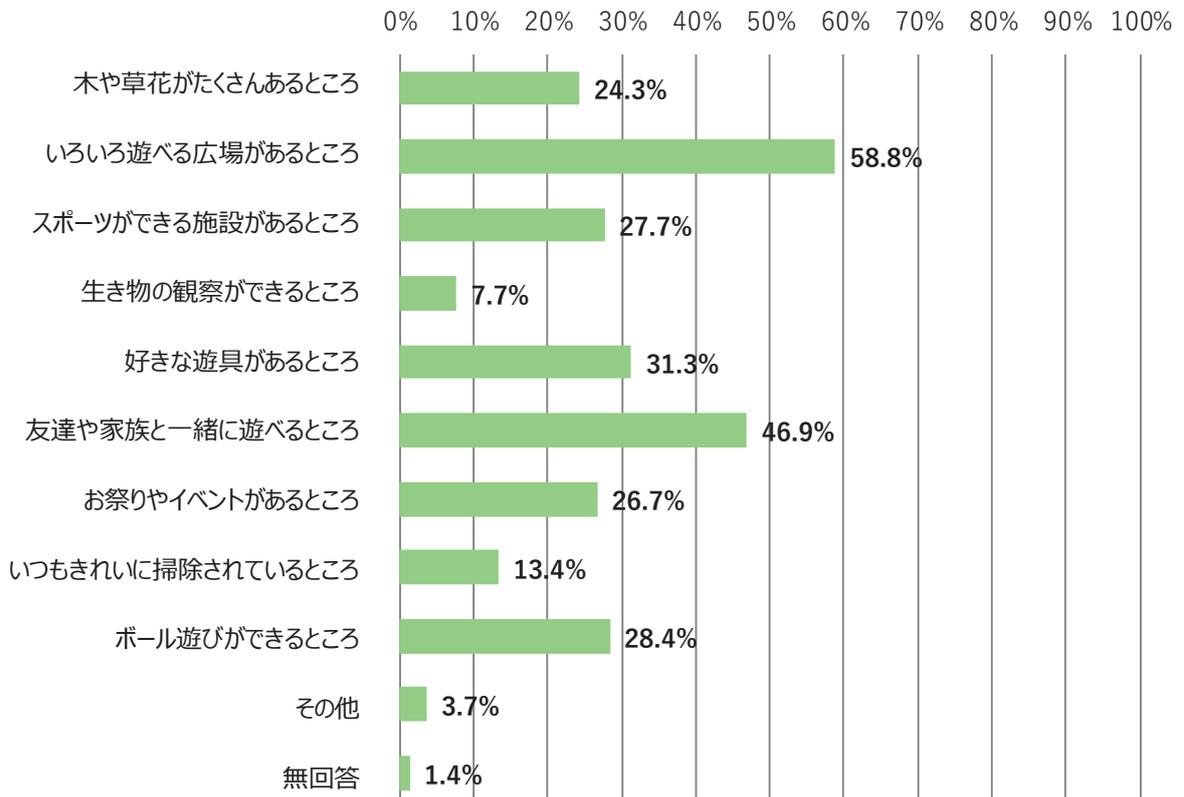
●あなたより小さい子(小学校入学前～低学年)は、公園でどんなことをしていますか。または、あなたが小さい時どんなことをしていましたか。(3つまで選択)



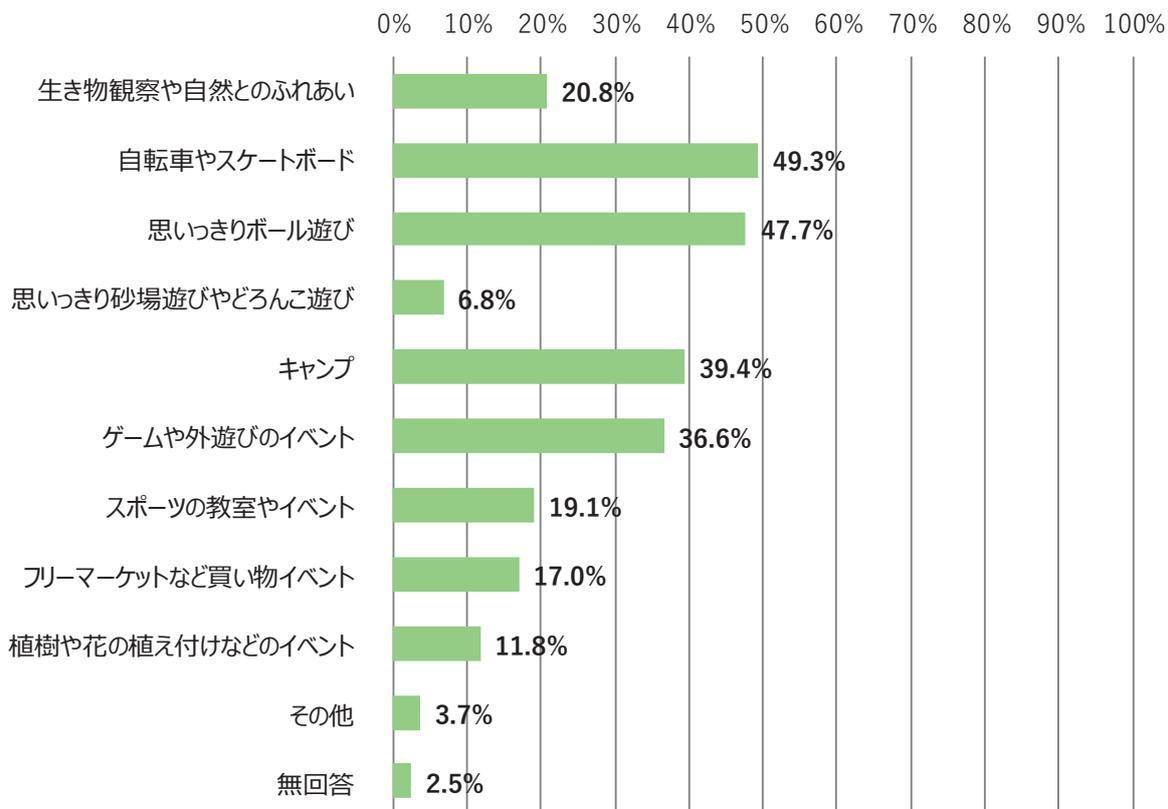
●中高校生は公園でどんなことをしていますか。(3つまで選択)



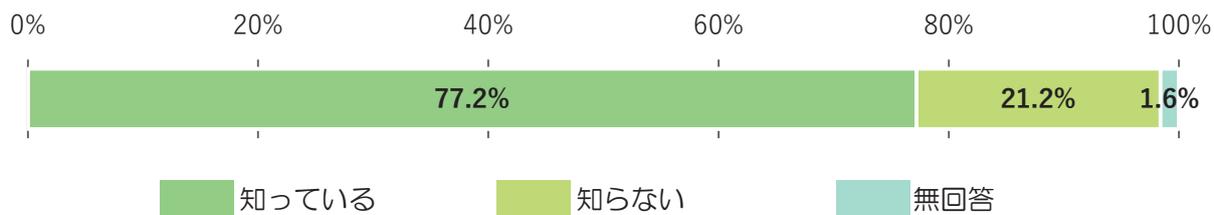
●公園のどんなところが好きですか。(3つまで選択)



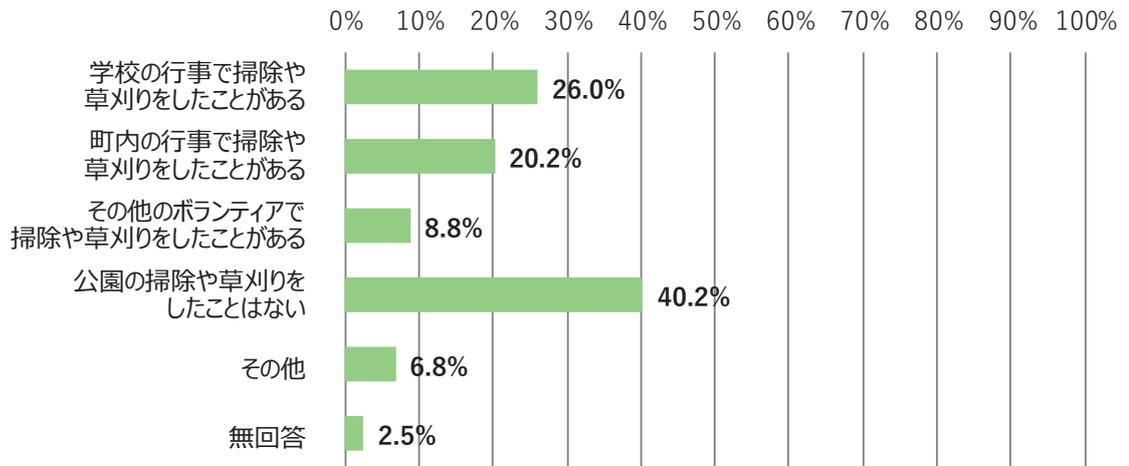
●今後、公園でやってみたいこと、参加(さんか)したいことは何ですか。(3つまで選択)



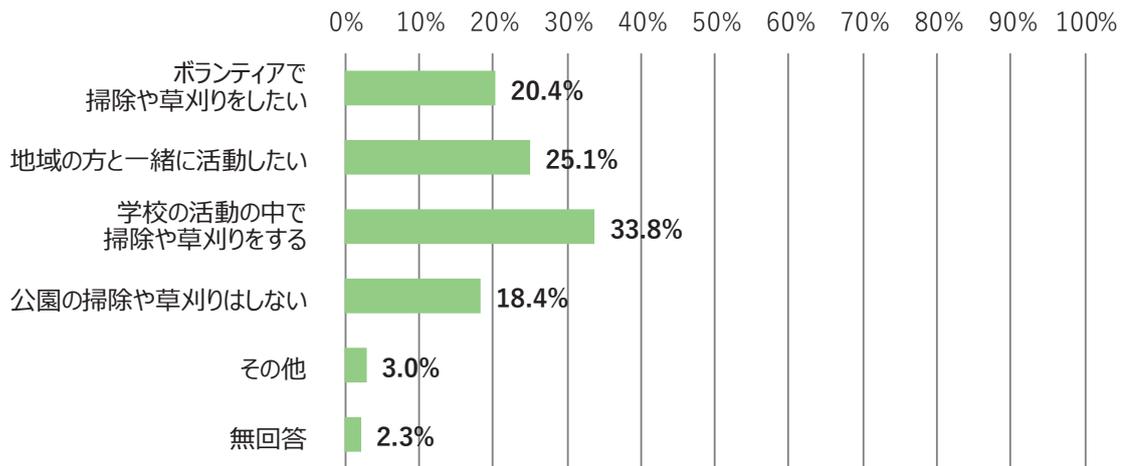
●地域のみなさんがボランティアで、身近(みじか)な公園の掃除(そうじ)や草刈りをして下さっていることを知っていますか。



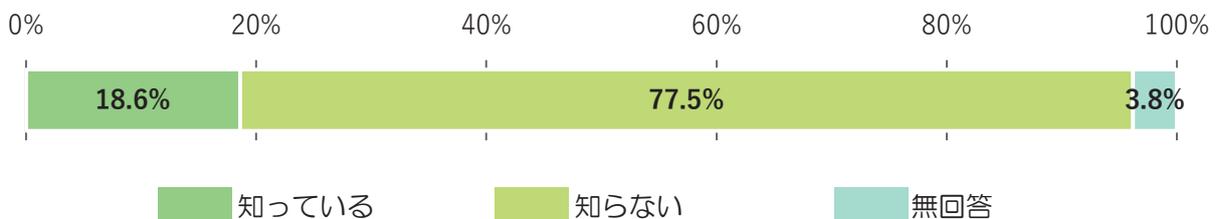
●あなたは公園の掃除や草刈りをしたことがありますか。それはどんな時ですか。



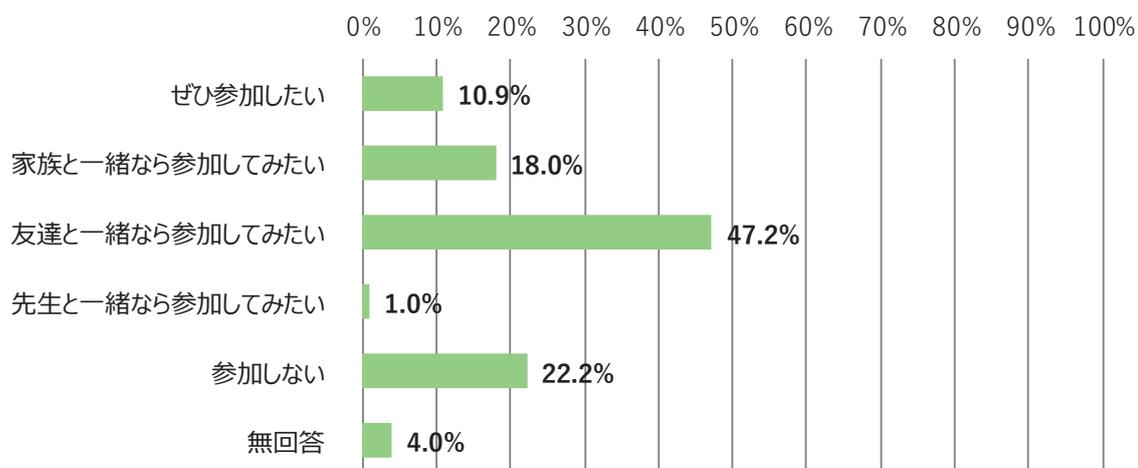
●今後、公園の掃除や草刈りの活動への参加についてどのように思いますか。



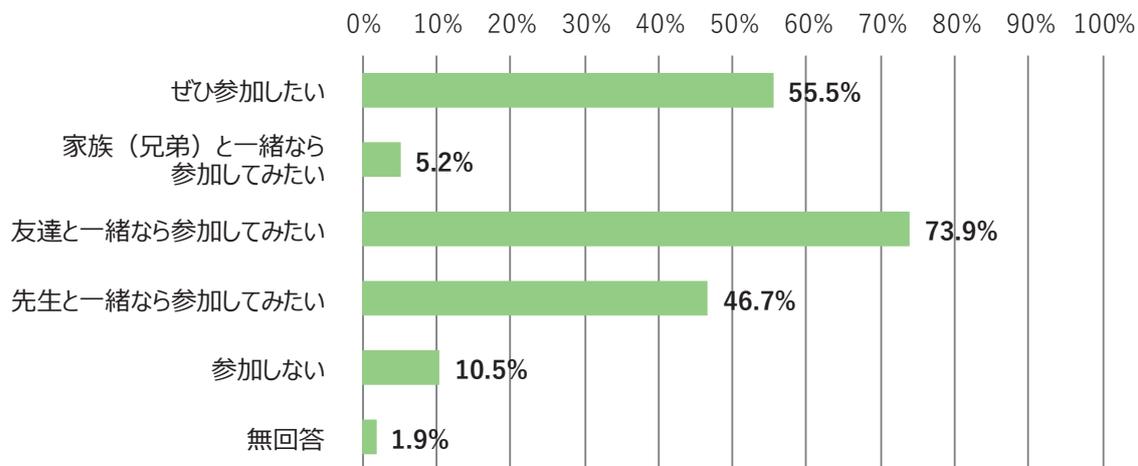
●あなたは、「地域に役立つ公園づくり事業」の取り組みを知っていますか。



●あなたの近くの公園で、「地域に役立つ公園づくり事業」の取り組みのための話し合いがあるとしたら、参加したいと思いますか。



●身近な公園づくりについて、子どもたちで話し合っ進める取り組みがあれば、参加したいと思いますか。



5 市のシンボルツリーと市の花

(1) 市のシンボルツリー

●いちいがし【ブナ科】

- ・「いちいがし」は、照葉樹林の極相を構成する主な種類で、幹は枝分れが少なく直立し勇壮で、材質が優れています。市内では神社の境内などに残存しています。
- ・郷土の森を象徴し、自然保護の意識向上を図る意味から、本市のシンボルツリーとして宣言しました。【昭和49年(1974年)3月】
- ・シンボル公園である勝山公園、豊かな自然環境が残る山田緑地など、公園内でも見ることができます。



(2) 市の花

●ひまわり【キク科】

- ・「ひまわり」は、花が太陽の方向に向いて活力があり、ダイナミックで、本市を象徴していることから、本市の市の花に選定しました。【昭和57年(1982年)12月】
- ・草丈が2m以上になる種類が多く、本市では、「ひまわりBIGりコンテスト in School」を実施し、大きさを競っています。また、「わっしょい百万夏まつり」では、市民がプランターで育て、お祭りに持ち寄って華やぎを演出しています。
- ・まとまった見所として、響灘緑地(グリーンパーク)、若松区有毛・安屋の農家によるひまわり畑などがあります。



●つつじ【ツツジ科】

- ・「つつじ」は、市内の公園、公共施設の緑化に多く用いられ、住宅地や事業所の緑化にも取り入れられています。市民に親しまれており、緑化の推進に寄与することから、本市の市の花に選定しました。【昭和57年(1982年)12月】
- ・野生種には、ヤマツツジやキリシマツツジ、レンゲツツジなどがありますが、市街地には、園芸種のヒラドツツジやクルメツツジが多く用いられています。花の色は薄紅、赤、白、紫、混色などがあり、様々な色を楽しめます。
- ・多くの公園で植栽しており、特に文化記念公園や高炉台公園などは、つつじの名所となっています。



6 都市公園の種類

種類	内容
住 区 基 幹 公 園	市民の日常生活と密着したレクリエーションやコミュニティ活動の中心となる公園で、街区公園・近隣公園・地区公園を含みます。 ※本市の公園体系では、「身近な公園」としています。
	【街区公園】 主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり面積0.25haを標準として配置します。（参考：誘致距離標準250m） 本市では、小学校区当たり1.00㎡/人の配置を目標としています。
	【近隣公園】 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり面積2haを標準として配置します。（参考：誘致距離標準500m） 本市では、小学校区当たり1箇所の配置を目標としています。
	【地区公園】 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり面積4haを標準として配置します。（参考：誘致距離標準1km）また、都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準としています。 本市では、数小学校区当たり1箇所、標準規模5haの配置を目標としています。
都 市 基 幹 公 園	都市住民全般が利用すること想定した休息・レクリエーション・運動に供する比較的大きな公園で、総合公園や運動公園を含みます。
	【総合公園】 都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置します。
	【運動公園】 都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置します。

種類	内容
大規模公園	<p>【広域公園】 主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置します。</p>
	<p>【レクリエーション都市】 大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域です。大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置します。</p>
国営公園	<p>一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置します。国家的な記念事業等として設置するものにおいては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置します。</p>
緩衝緑地等	<p>【特殊公園】 風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等、特殊な公園で、その目的に則し配置します。</p>
	<p>【緩衝緑地】 大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地です。公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について、公害、災害の状況に応じ配置します。</p>
	<p>【都市緑地】 主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地で、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置します。ただし、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にはその規模を0.05ha以上とします。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）</p>
	<p>【緑道】 災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を行うことを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地です。幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置します。</p>

注) 近隣住区＝幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方(面積100ha)の居住単位

7 都市公園における避難地などの指定状況（令和3年4月1日時点）

（1）避難地と防災拠点

本市では、地域防災計画において、都市公園を避難地や防災拠点に指定しています。

名称	概要
一時避難地	地域住民が一時的に避難して災害をやり過ごす場所、又は、広域避難地や予定避難所等へ避難するための集合場所となる、学校、公園等の公共のオープンスペースで、災害種別ごとに市長があらかじめ指定する場所です。おおむね 1ha 以上の都市公園等 124 箇所が位置付けられています。
広域避難地	津波、地すべり、市街地火災の延焼拡大等から避難者を保護するためのオープンスペースであり、広域住民の最終避難に資する一定規模以上の面積をもった公園等で、災害種別ごとに市長があらかじめ指定する場所です。おおむね 10ha 以上の都市公園等 25 箇所が位置付けられています。
地域防災拠点	災害時の救援・復旧・復興の前線型の防災拠点としての役割を担う都市公園です。おおむね 10ha 以上の都市公園等で、行政区や地形等を考慮して、13 箇所が位置付けられています。被災場所や災害形態に応じて、使用する地域防災拠点やその用途を決定しています。 <主な役割> 消防・警察・自衛隊等の救援部隊の前線基地、復旧・復興の作業部隊の前線基地、救援物資や資材の中継基地等
広域防災拠点	救援活動の拠点や災害復旧・復興活動の拠点等、広域的な防災拠点としての役割を担います。おおむね50ha以上の都市公園で、本市の中央及び西部に各1箇所、計2箇所が位置付けられています。 <主な役割> 災害時における広域応援のベースキャンプ、救援や復旧・復興物資の流通配給基地等

区	公園名	一時避難地	広域避難地	地域防災拠点	広域防災拠点	
門司	緑谷緑地	○				
	青葉台公園	○				
	大里公園	○	○	○		
	大森公園	○				
	萩ヶ丘公園	○				
	老松公園	○				
	和布刈公園	○	○	○		
	田野浦臨海公園	○				
	新門司海浜公園	○				
	松ヶ江ふれあい公園	○				
	新門司公園	○				
	小倉北	手向山公園	○			
		延命寺臨海公園	○			
		浅野臨海部防災 1~4 号緑地	○			
あさの汐風公園		○				
東港公園		○				
愛宕公園		○				
三萩野公園		○	○	○		
日明臨海公園		○				
泉ヶ丘東公園		○				
大手町公園		○				
山田緑地		○	○			
今町河畔公園		○				
勝山公園		○	○	○		
足立公園		○	○			
小倉南	葉山中央公園	○				
	紫川河畔公園	○				
	志井の森公園	○				
	志井公園	○				
	横代中央公園	○				
	舞ヶ丘中央公園	○				
	湯川中央公園	○				
	葛原公園	○				
	上葛原中央公園	○				
	沼新町中央公園	○				
	吉田公園	○				
	吉田にれの木坂公園	○				
	吉田太陽の丘公園	○				
	曾根公園	○				
	文化記念公園	○	○	○		
	長野緑地	○	○	○		
	貫中央公園	○				
	徳吉中央公園	○				
	長尾高野中央公園	○				
	合馬竹林公園	○				
	朽網中央公園	○				
	朽網臨空公園	○				
安部山公園	○					
若松	ひびきコスモス公園	○	○	○		
	新大谷町東公園	○				
	岬ノ山公園	○				
	今光西公園	○				
	二島緑道	○				
	響灘緑地	○	○		○	
	花野路中央公園	○				
	ひびきの南公園	○				
	二島西公園	○				
	高須公園	○				
	青葉台中央公園	○				
	高塔山公園	○	○	○		

区	公園名	一時避難地	広域避難地	地域防災拠点	広域防災拠点	
八幡東	高見三条さくら公園	○				
	高見中央公園	○				
	勝田公園	○				
	勝山二丁目公園	○				
	枝光公園	○				
	高炉台公園	○	○	○		
	東田大通り公園	○				
	帆柱公園	○				
	桃園一丁目さくら公園	○				
	桃園公園	○	○			
	八幡西	岡田公園	○			
		城山緑地	○	○		
		田良原公園	○			
		旧街道緑地	○			
穴生公園		○				
皇后崎公園		○	○	○		
山の神池公園		○				
大池公園		○				
夕原緑地		○				
上保公園		○				
割子川せせらぎ公園		○				
永犬丸中央公園		○				
永犬丸の森公園		○				
別所公園		○				
的場池公園		○	○			
大平台南公園		○				
中の原東公園		○				
上津役公園		○				
松寿山公園		○				
中須公園		○				
折尾南 1 号公園		○				
さつき台中央公園		○				
折尾西公園		○				
本城東公園		○				
本城公園		○	○	○		
奥洞海緑地		○	○			
河北緑地		○				
本城西公園		○				
中ノ谷公園		○				
日の峯公園		○				
光貞池公園		○				
浅川学園台中央公園		○				
吉祥寺公園		○				
千代東公園		○				
白岩池公園	○					
馬場山公園	○					
香月公園	○					
香月中央公園	○	○	○			
楠橋公園	○					
笹尾公園	○					
金剛中央公園	○					
星ヶ丘中央公園	○					
瀬板の森公園	○	○				
楠東緑地	○					
イオンモール(株)イオンモール直方	○					
戸畑	浅生 2 号公園	○				
	都島展望公園(山側)	○	○			
	都島展望公園(海側)	○	○			
	牧山展望公園	○				
	岩ヶ鼻公園	○				
	中原公園	○				
	夜宮公園	○	○	○		
	美術の森公園	○	○			
	中央公園	○	○		○	

(2) 予定避難所

災害時に避難者が発生した場合、その受入について、理解と協力が得ることができる（避難所として開設が見込める）施設として、市長があらかじめ指定する施設が予定避難所です。学校の体育館など 499 箇所指定しており、そのうち、都市公園内に位置するのは、以下の 7 箇所です。

公園内の予定避難所	区	公園名
大里柔剣道場	門司区	大里公園
白野江植物公園	門司区	白野江植物公園
北九州メディアドーム	小倉北区	三萩野公園
文化記念公園管理棟	小倉南区	文化記念公園
八幡東体育館	八幡東区	高炉台公園
的場池体育館	八幡西区	的場池公園
本城陸上競技場施設管理事務所	八幡西区	本城公園

(3) ヘリコプター離着陸場

災害時などの緊急に、空中輸送で使用するヘリコプターの離着陸場として、20 箇所指定しています。そのうち、都市公園内に位置するのは、以下の 6 箇所です。

公園名	区	備考
新門司海浜公園	門司区	多目的広場
勝山公園	小倉北区	大芝生広場
三萩野公園	小倉北区	芝生広場
響灘緑地（グリーンパーク）	若松区	大芝生広場
本城公園	八幡西区	陸上競技場
永犬丸中央公園	八幡西区	芝生広場

8 SDGs の 17 の目標



1 貧困をなくそう

目標 1[貧困]
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



3 すべての人に健康と福祉を

目標 3[保健]
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



5 ジェンダー平等を実現しよう

目標 5[ジェンダー]
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワメントを行う



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

目標 7[エネルギー]
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



9 産業と技術革新の基盤をつくろう

目標 9[インフラ、産業化、イノベーション]
強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



11 住み続けられるまちづくりを

目標 11[持続可能な都市]
包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



13 気候変動に具体的な対策を

目標 13[気候変動]
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



15 陸の豊かさも守ろう

目標 15[陸上資源]
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



17 パートナリシップで目標を達成しよう

目標 17[実施手段]
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



2 飢餓をゼロに

目標 2[飢餓]
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



4 質の高い教育をみんなに

目標 4[教育]
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



6 安全な水とトイレを世界中に

目標 6[水・衛生]
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



8 働きがいも経済成長も

目標 8[経済成長と雇用]
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



10 人や国の不平等をなくそう

目標 10[不平等]
国内及び各国間での不平等を是正する



12 つくる責任 つかう責任

目標 12[持続可能な消費と生産]
持続可能な消費生産形態を確保する



14 海の豊かさを守ろう

目標 14[海洋資源]
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



16 平和と公正をすべての人に

目標 16[平和]
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



Kitakyushu
SDGs

資料編

9 検討会の実施状況

(1) 検討会委員

氏名	所属等
薛孝夫 【座長】	元九州大学大学院農学研究院
内田晃	公立大学法人 北九州市立大学
須藤朋美	国立大学法人 九州工業大学
竹林知樹	株式会社 Takebayashi Landscape Architects
田畑祐子	一般社団法人 まちはチームだ
中村雄美子	NPO 法人 北九州子育て・親育ちエンパワメントセンターBee
Bart Julien Dewancker	公立大学法人 北九州市立大学
橋元隆	学校法人 東筑紫学園 九州栄養福祉大学
三上久恵	北九州市自治総連合会
村上美保 ¹⁾	宗教法人 鼓道巫神洲太鼓

1) 市民公募により選定

(2) 検討会の経緯

	開催日	検討内容
第1回	令和2年2月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑の基本計画の目的等について ・ 緑の現状について ・ 市民の緑に対する意識について ・ 現計画の取組評価について ・ 緑の施策動向と課題について
第2回	令和3年2月19日 ～3月2日 (書面及び個別意見聴取)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑の基本計画の目的等について ・ 緑の現状について ・ 市民の緑に対する意識について ・ 現計画の取組評価について ・ 緑の施策動向と課題について
第3回	令和3年5月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回改定検討会の内容を反映させた基本計画原案の確認
第4回	令和3年8月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメント案の確認
第5回	令和3年12月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの結果報告 ・ 最終案の確認

10 パブリックコメントの実施状況

(1) 実施概要

募集時期	令和3年10月11日(月)～11月5日(金)
計画案の閲覧場所	建設局緑政課(市役所11階) 各区役所総務企画課 各出張所 広報室広聴課(市役所1階) 北九州市ホームページ
提出方法	持参、郵送、FAX、電子メール

(2) 意見提出状況

意見提出者	10人(持参:1人、電子メール:9人)
延べ意見数	24件

11 用語集

	用語	初出	説明
あ	アウトドアアクティビティ	19	屋外で行う活動の総称で、自然の中で行う活動を指し、アウトドアレクリエーションともいわれます。
う	ウォークブルシティ施策	101	まちなかを車中心からひと中心の空間へと転換し、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場へと改変する取組をウォークブルシティ施策といいます。令和2年の都市再生特別措置法改正により、官民一体となった「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成に向け、「滞在快適性等向上区域（まちなかウォークブル区域）」を設定し、当該区域内では、都市公園法や駐車場法等の特例措置が認められるようになりました。なお、本市は、国とともに取組を進める「ウォークブル推進都市」となっています。
え	SNS	76	Social Networking Serviceの略で、人と人との社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する、主に会員制のオンラインサービスのことをいいます。近年、あらゆる分野でSNSの利用が進んでいます。代表的なものとして、FacebookやInstagram、Twitter、LINEがあります。
え	NPO	46	Nonprofit Organization＝民間非営利組織の略で、様々な非営利活動を行う非政府・民間の組織です。株式会社などの営利企業と違い、収入から費用を差し引いた利益を関係者に分配することが制度的にまたは事実上できないような組織を指します。NPO法人とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人のことをいいます。学校・病院・老人ホームなどを経営する事業型NPO、そうした活動に資金を提供する助成財団、社会問題への対応や国際援助・交流を行う市民団体などが含まれます。
お	オープンスペース	2	一般の人々に開放された空間を指し、公園だけでなく、植物で覆われていない広場や空き地も含まれます。
か	環境首都100万本植樹	41	市民や企業、NPO団体、行政が協働で植樹を行う取組であり、「地球温暖化を防ぐ」「うるおいのある街をつくる」「都市のなかの自然、自然のなかの都市をつくる」「市民の環境意識の高まりを育てる」を目的に、北九州市の環境モデル都市推進第1号事業として平成20年10月にスタートしました。2022年までの15年間で100万本を市内各地に植樹することを目標としています。

	用語	初出	説明
こ	公園愛護会	24	公園美化など維持管理を行うボランティア団体で、本市では、公園がある地域住民10名以上で組織することを要件としています。活動内容は公園によって異なりますが、主に公園の清掃や除草などの美化活動、花壇づくり、背の低い公園樹の簡単な剪定、公園施設の点検や禁止行為の連絡、公園利用者のマナーづくりなどを行っています。愛護会の活動によって、実情に応じたきめ細やかな管理、公園利用の促進、利用者のモラル向上、維持管理経費の削減などの成果があがっています。
こ	公園施設長寿命化計画	37	本市では、昭和40年代からの全国的な都市化の進展に伴い、多くの公園を整備してきました。これらの公園では整備後40年以上経過した施設が増えつつあり、巡視点検や塗装・修繕などの適切な維持保全の取組により安全性を確保しているものの、施設の材質等の寿命から全体的に老朽化（例えば、木製遊具の木部腐食、金属製品の根元付近の錆など）が目立つようになってきています。こうした状況の中、本市においても、「公園施設長寿命化計画」を策定し、将来の公園施設の改築に係るコストの低減や、施設の長寿命化に伴うライフサイクルコストの低減に取り組んでいます。
こ	公募設置管理制度（Park-PFI）	25	平成29年の都市公園法改正によって新設された制度で、都市公園等における民間資金を活用した新たな整備・管理手法です。公募により選定された事業者が、都市公園等で飲食店や売店などの公園施設の設置または管理を行う場合に、その事業者が設置する施設から得られる収益を周辺の公園整備・改修に還元することを条件に、当該飲食店や売店などに係る建蔽率の上限緩和や設置管理許可期間の延長といった都市公園法の特例を付与し、民間事業者の活用を図ろうとするものです。
こ	公募対象公園施設	25	飲食店、売店等の公園施設であって、都市公園法第5条第1項の許可（設置管理許可）の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効だと認められるものです。
こ	港湾緑地	5	港湾及び周辺地域の快適な環境を維持し、市民及び港湾地域就業者の利用に供するため、港湾環境整備施設として、臨港地区内に整備した緑地です。
し	市街化区域	14	都市計画法による区域区分で、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。
し	市街化調整区域	14	都市計画法による区域区分で、市街化を抑制すべき区域です。原則として、この区域内では開発行為・施設整備が規制されており、例外はあるものの建築物の新築・増築ができないなどの規制があります。
し	施設緑地	5	都市公園及び公共施設や民間施設の緑地として、整備・管理されている緑地です。

	用語	初出	説明
し	自然公園	5	優れた景観の保護と利用増進を図ることにより、レクリエーション、生物の多様性の確保に寄与することを目的とし、自然公園法によって指定されるものです。区域の特徴に応じ、国立公園、国定公園、県立自然公園の3種類があります。
し	指定管理者	25	住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年に創設された制度が「指定管理者制度」です。この制度により、従来、公共団体やその外郭団体等に限定されていた公の施設の管理運営を民間事業者に包括的に行わせることが可能となりました。その管理運営を担う民間事業者等を「指定管理者」と呼びます。
し	人口集中地区	13	国勢調査の結果により設定した人口の多い地区です。原則として、人口密度4,000人/km ² 以上の基本単位区等が市区町村の境界内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域となります。
す	ストック効果	36	インフラの整備効果には、事業自体が経済活動を創り出す「フロー効果」と、現在のインフラが十分に機能することで生み出される中長期的な経済効果である「ストック効果」があります。ストック効果には水害リスクの低減などの「安全・安心効果」や、生活環境の改善などの「生活の質の向上効果」、移動時間の短縮による「生産性向上効果」といった社会のベースの生産性を高める効果があります。
せ	生態系サービス	55	我々の暮らしは食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられており、これらの恵みのことをいいます。
せ	生物多様性	2	生物多様性条約では、「すべての生物の間に違いがあること」と定義されており、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性の3つのレベルで多様性があるとしています。現在、生物の多様性を確保し、その恩恵を将来にわたり享受できるよう、世界規模での取組が進んでいます。
そ	総合設計制度による公開空地	19	500m ² 以上の敷地で敷地内に一定割合以上の空地を有する建築物について、計画を総合的に判断して、敷地内に設けられた歩行者が日常自由に通行又は利用できる空地を総合設計制度による公開空地といいます。公開空地が市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合に、特定行政庁の許可により、容積率制限や斜線制限、絶対高さ制限が緩和されます。

	用語	初出	説明
ち	地域制緑地	5	一定の区域に対し、法令や協定などで、その土地利用を規制することで、良好な自然環境などの保全を図ることを目的として指定する緑地です。主なものとして、都市緑地法に基づく「特別緑地保全地区」、都市計画法に基づく「風致地区」などがあります。
ち	地域防災計画	89	災害対策基本法に基づく計画で、本市では北九州市防災会議が策定しています。市内の防災に関し、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務又は業務の大綱などを定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし、災害の予防・応急対策計画・災害復旧・復興計画を定めています。計画において、都市公園は、その規模に応じて避難地等に位置付けられています。
と	特定公園施設	25	都市公園法に規定された、公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が認定公募設置等計画に従い整備する園路、広場等の公園施設です。公募対象公園施設の周辺に設置することが、都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められることが求められます。
と	特別緑地保全地区	5	良好な自然環境を形成している樹林地や水辺を保全する目的で、都市緑地法によって指定されるものです。
と	ドッグラン	80	飼い犬をリード無しで自由に運動させることのできる、柵などの囲いのあるスペース・広場を指します。予防注射の確認やマナーの指導、施設の清掃などを、充分に行えるような管理運営体制が必要となります。
ひ	ビオトープ	9	周辺の環境とは明らかに区別される場所、生態系が成立する最小限の区域を指します。公園や河川などにおいて、自然環境に近いビオトープをつくり、生物多様性の確保の一助になるような整備が行われています。
ふ	風致地区	5	都市計画法に定める地域地区で、自然環境に恵まれている区域の景観を保護し、周囲の環境と開発の調和を図り、快適な生活環境をつくるために指定するものです。
ふ	プレイパーク	80	「冒険遊び場」とも呼ばれ、その基本理念である「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーに、禁止事項をなくして子どもたちがのびのびと思い切り遊ぶことができるようにした遊び場のことです。プレイリーダーと呼ばれる大人が必要であり、遊びのサポートや緊急事態の際の対応を行います。
み	みどりの効果	5	みどりの効果は、一般的に「存在効果」と「利用効果」とに大別されます。 <存在効果> みどりが存在することによって、都市機能、都市環境など都市構造上にもたらされる効果 <利用効果> みどりを利用することによって、市民にもたらされる効果

	用語	初出	説明
み	みどりのリサイクル	64	環境局循環社会推進課の事業で、町内会などの地域団体で申し込むことで、各家庭から出る剪定枝や落葉の回収を行います。持ち込まれた剪定枝は家畜の敷き藁や堆肥などにリサイクルされます。
ゆ	ユニバーサルデザイン	45	あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種などにかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインするという考え方のことを指します。バリア（障壁）となるものを除去するというバリアフリーの考え方と併せて取組を推進することが求められています。
ら	ライフサイクルコスト	91	建物や公園、道路などが、企画・設計から建設、運用を経て、修繕し、解体されるまでにかかるすべての費用の合計になります。LCCとも略されます。
り	緑地協定	5	都市緑地法に定めるもので、ある一定の区域の住民が、緑地などに関する協定を相互に締結し、緑豊かで良好なまちなみづくりを行う制度です。協定では、協定を締結する区域、樹種、植栽配置、植栽管理方法などを定めます。
れ	レッドデータブック	9	絶滅のおそれのある野生生物をリストアップし、その現状や減少要因などを明らかにしたもので、本市に関わるものとして、福岡県が作成した「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック」があります。
わ	ワークショップ	24	公園整備などを行う際に、計画段階から地域住民が中心となって課題やアイデアなどを出しあい、収拾選択や検討を行い、整備やその後の維持管理に住民が係わっていく、市民参加型のまちづくり手法です。本市では、「地域に役立つ公園づくり事業」などにおいてワークショップを実施しています。

北 九 州 市 緑 の 基 本 計 画
令和4年1月改定

北九州市建設局公園緑地部緑政課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

TEL：093-582-2466 / FAX：093-582-0166

Email：ken-ryokusei@city.kitakyushu.lg.jp